

第 5 期中期目標期間見込評価用事業報告書
[令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日]

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
令和 7 年 6 月

目 次

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	1
1 特別支援教育に係る実地的・総合的研究の推進による国の政策立案・ 施策推進等への寄与及び教育現場への貢献	1
（１）国の政策課題等に対応した研究の推進と研究成果の普及	1
（２）評価システムの充実による研究の質の向上	12
2 各都道府県等における特別支援教育政策や教育研究及び教育実践等の 推進に寄与する指導者の養成	15
（１）国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上	15
（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援.....	22
3 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援.....	25
（１）特別支援教育に関する情報発信.....	25
（２）インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との 研究交流の推進	33
（３）自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信.....	35
Ⅳ 業務運営の効率化に関する事項	40
Ⅴ 財務内容の改善に関する事項	48
Ⅵ その他業務運営に関する重要事項.....	63

第5期中期目標期間見込評価用事業報告書

《中期目標》

Ⅲ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1. 特別支援教育に係る实际的・総合的研究の推進による国の政策立案・施策推進等への寄与及び教育現場への貢献

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

【重要度：高】

研究活動は、研究所の諸活動の中核であり、我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして、国の政策立案・施策推進に直接に寄与することはもとより、研修事業や情報普及活動を通じて研究成果を教育現場に還元することは、インクルーシブ教育システムの構築を図る上で不可欠であることから、重要度は高い。

(1) 国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究の推進と研究成果の普及

国の特別支援教育に関する政策立案・施策推進等に寄与するため、権利条約の批准、障害者基本計画、国内外の障害者施策を取り巻く状況の変化、国の政策動向等を踏まえ、特別支援教育のナショナルセンターとして、国との緊密な連携による国の政策課題や教育現場等の喫緊の課題に対応した研究を中心に精選、重点化して、戦略的かつ組織的に実施すること。また、その成果によって、障害のある子供一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現に貢献すること。

特に、近年では、通常の学級における取組等、特定の障害種に限らない課題が多くなっていることから、障害種を超えた横断的研究や、通常の学級における指導の充実のため、通常の学級における障害のある児童生徒を含めた学級全体への働き掛け等についての研究を進めること。

これらの研究の実施に当たっては、中期目標期間において実施する研究について、国との協議を経て研究体系を策定し、学校における ICT 活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。

また、各都道府県教育委員会や特別支援学校長会等の関係機関に対する研究ニーズ調査を行うことや各学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進すること。さらに、研究に参画する都道府県等を公募し、教育現場の情報を得るなどしながら協力して研究を行うこと。

研究力の向上に向けた体制整備については、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を強化するとともに、先導的な実践を行う様々な学校との連携を確保しながら「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」(平成二十年法律第六十三号)(以下「科技イノベ活性化法」という。)上の研究開発法人として、多様な障害領域の研究者を配置している大学や国の研究機関

との組織的かつ継続的な連携体制を構築し、研究の多様性の確保に努め、先端的な研究を推進すること。また、特別支援教育以外を専門とする研究機関や関係機関や多様な機関との共同事業の実施等連携を進めること。さらに、国立教育政策研究所をはじめとする研究機関や小・中・高等学校等の校長会等関係団体との連携も強化すること。

研究成果については、特別支援教育に関する国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開するなど、研究成果等の普及及び特別支援教育に関する理解啓発を図ること。また、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させ、研修内容の見直しを図るとともに、より一層の充実を図ること。

なお、研究成果が教育現場等に対し有効に提供・活用されているか否かについて検証すること。

【指標】

- ・国の政策立案・施策実施や教育現場の喫緊の課題解決のために必要とする課題に関する調査研究を、大学や国の研究機関等多様な機関との連携を進めながら、毎年度5～7件程度実施する（実績：平成28年度10件、平成29年度10件、平成30年度10件、令和元年度11件）。
- ・全国の公立の教育センターを含む教育委員会、学校等の教育現場における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の現場で改善に活用される（実績：平成28年度30%、平成29年度46.6%、平成30年度70.5%、令和元年度82.9%）。

【中期計画】

① 我が国の特別支援教育のナショナルセンターとして行うべき研究活動について、学校におけるICT活用の広がりなど研究の背景となる教育を巡る状況、研究の必要性や方向性、研究所が実施する研究の内容、達成すべき成果等、今後5年間の研究のロードマップを明らかにした「研究基本計画」を基本としつつ、次の研究を戦略的かつ組織的に実施する。なお、「研究基本計画」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。

イ 重点課題研究：文部科学省との緊密な連携のもとに、国の特別支援教育政策の推進、又は教育現場等の喫緊の課題解決に寄与する研究を行う。

ロ 障害種別特定研究：各障害種における喫緊の課題の解決に寄与する研究。

それぞれの研究は、ナショナルセンターとして相応しい研究を文部科学省、関係団体との緊密連携のもとに行う。

上記の研究課題については、社会の変化等を踏まえ、実施の必要性、研究内容等について毎年見直しを行う。

研究の実施にあたっては、複数の課題について、参画する都道府県等を公募し、研究実施に有用な教育現場の情報を得るなどしながら、都道府県等と協力して研究を行う。

【実績】

- 第5期中期目標期間における研究基本計画に基づき、重点課題研究並びに障害種別特定研究を推進している。第5期研究基本計画については、新規研究課題の設定等に応じて見直しを行っている。

重点課題研究及び障害種別特定研究合わせて新規に4課題を設定した令和5年度に改訂したほか、令和6年度の初頭に、新規の重点課題研究「障害のある生徒のキャリア教育の充実に関する研究（令和6～7年度）」を設定したことにより、研究課題名及び研究概要、研究課題に密接に関係する「キャリア班」の活動、等について加筆・修正等を行った。引き続き、必要に応じて見直しを行う。

各研究課題については、毎年度実施している外部評価における評価者からの意見や、教育委員会や学校長会等に対して行う研究ニーズ調査における意見等を参考に、調査の対象を拡大する等、研究内容等の見直しを行っている。この見直しに関しては、毎年度ヒアリング等を実施して研究実施計画書に反映させるようにしている。特に令和5年度から開始した新規研究課題については、ニーズ調査の結果等から現場の課題を把握して、関係団体と密接に連携を図り、文部科学省特別支援教育課と協議を行いながら、国の喫緊の課題に柔軟に対応するよう努めている。

さらに、研究の実施にあたっては、研究協力機関・研究協力者を公募するとともに、都道府県等の教育委員会と協力し、6つの自治体から1年間派遣された特別研究員が参画し、教育現場の情報を得ながら実際の研究を進めている。

【中期計画】

② 上記の研究課題は、国との密接な連携により実施し、毎年度概ね5～7課題を実施する。

【実績】

- 以下のとおり、令和3～4年度は6課題、令和5～6年度は、5課題を実施しており、令和7年度も5課題を実施予定である。

全ての研究課題において、文部科学省の視学官、特別支援教育調査官を協力者として委嘱するとともに、情報共有・意見交換を行い、密接な連携のもと研究を進めている。また、全課題、関係団体・機関、研究者、有識者等に研究協力機関または研究協力者を委嘱し研究を進めている。

重点課題研究			
	研究課題名	研究期間	外部評価
1	学習指導要領に基づく教育課程の編成・実施・評価・改善に関する研究	令和3～4年度	A
2	障害のある子どもの就学先決定の手続きに関する研究	令和3～4年度	A+
3	ICT等を活用した障害のある児童生徒の指導・支援に関する研究	令和3～4年度	A
4	通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究	令和3～4年度	A
5	高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究	令和3～5年度	A+
6	特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究	令和5～7年度	

7	多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に 関する研究 ー通常の学級に在籍する子供への指導・支援に 焦点を当ててー	令和5～7年度	
8	共生社会の担い手を育む教育に関する研究 ー障害理解 教育の検討を中心にー	令和5～7年度	
9	障害のある児童生徒のキャリア教育の充実に 関する研究	令和6～7年度	
障害種別特定研究			
10	知的障害教育における授業づくりと学習評価に関する 研究	令和3～4年度	A
11	肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究	令和5～7年度	

【中期計画】

③ 上記の研究課題のほか、将来的な教育政策の検討資料を提示する「先端的・先導的研究」、大学等との共同の研究、国からの要請等に応じた研究、科学研究費補助金等の各種研究資金制度を活用した外部資金研究等の実施を促し、研究活動の活性化を図る。

【実績】

- 上記の重点課題研究及び障害種別特定研究のほか、将来的な教育政策の検討資料や教育実践の選択肢、特別支援教育研究における新たな手法等を提示することを目指した研究として位置付けるとともに、研究職員の主体的かつ意欲的な研究活動を推進するものとして「先端的・先導的研究」1課題を令和5～6年度に実施した。研究テーマは、研究員の創意工夫による主体的かつ意欲的な研究活動とするため、令和4年度に所内公募を実施、審査委員会を経て採択された「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」であり、プログラミング教材を開発している大手通信会社の関連会社と共同研究協定を結び、5校の研究協力機関（特別支援学校）とともに実施した。企業との共同研究としたことで、プログラミング教材について、知的障害のある児童生徒にも活用しやすいインターフェースやツールの改善と活用方法について成果を上げることができた。

大学等との共同の研究については、包括連携協定を締結している大学、これまで当研究所の研究活動に協力を得てきた大学と共同研究を実施するとともに、今後の共同研究の方向性について協議を進めた。

ア 広島大学との連携協定を踏まえた共同研究

障害種別特定研究「肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究」において、広島大学の研究者が研究協力者として参画し、研究協議に参加して議論に加わり、肢体不自由教育に関する有識者としての知見の提供、調査結果の検討等を通じて、広島大学との連携協定を踏まえた共同研究として連携協力関係を構築し、研究を推進した。

イ 国立高等専門学校機構との連携協定締結と共同研究

障害種別特定研究「肢体不自由教育における ICT の活用に関する研究」において、国立熊本高等専門学校の研究者が研究協力者として参画し、ICT 活用に関する専門的立場からの知見の提供を受け、協議を進める等、連携協力して研究を推進した。

ウ 福岡教育大学との連携に向けた協議

福岡教育大学における九州エリアにおける教員養成の中核拠点の形成を目指した将来構想を踏まえて、福岡教育大学と連携・協力・研究を進めるに当たり、目的や方向性等について双方で議論を重ねた。とりわけ、地域課題の解決に向けた研究の推進において、当研究所と大学、及び自治体が、それぞれどのような役割を担い協働するのか等の観点から今後の進め方を検討した。

エ 大阪大学との連携に向けた協議

大阪大学大学院連合小児発達学研究所の研究領域が、当研究所の研究課題と関連する可能性が考えられたこと、さらに、医科学系の研究と当研究所の教育系の研究の融合は有益な成果をもたらすと考えられたことから、当研究所の各研究班の取組の中で、関連すると思われる研究活動等を取り上げ、連携の可能性について協議を進めた。

- 研究活動の活性化に向けては、外部専門家等を招聘した「研究力向上セミナー」を毎年度2～3回実施し、研究デザイン、研究手法、統計・分析、効果的な結果の示し方（図の作成）等について取り上げ、研究職員の研究力の向上及び研究活動の活性化に努めた。

また、外部資金研究等の実施に向けては「外部競争的資金への申請に向けた準備に資する経費」により、研究職員の外部資金獲得を支援した。当経費は、外部資金の獲得に向けた準備を支援することを目的としたものであり、研究職員からの申請に基づき、所内審査を経て決定している。令和3～6年度に当経費を使用した研究職員及び研究班からは、12 課題が科学研究費助成事業（科研費）に採択された。

【中期計画】

- | |
|---|
| <p>④ 研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図るため、文部科学省と協議するほか、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査を実施するとともに、研究計画を立案する段階において、特に、期待される研究成果の明確化に留意する。</p> |
|---|

【実績】

- 文部科学省特別支援教育課、特別支援教育調査官と、国の喫緊の課題や教育現場における課題について協議するとともに、毎年度、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して研究ニーズ調査をすることにより、研究課題の精選・採択や研究計画・内容の改善を図った。また、これらも踏まえ、研究計画を立案する段階において、研究実施計画書に、見込まれる研究成果を明記する等、研究成果の明確化を行った。

ニーズ調査の結果としては、重点課題研究及び障害種別特定研究の研究課題については、計6 課題について令和3年度は338件、以降は計5 課題について令和4年度は309件、令和5年度は260件、

令和6年度は246件の意見を得た。その他の研究について、それぞれ、24件、22件、27件、23件の意見を得た。

これらの中には、取組のモデルの提示、参考となる具体的な取組状況の提示、地域や学校で活用できる事例集の提供等を求める意見が多くあり、各研究の成果の提示の仕方等に生かされた。

具体的には、次のように意見があった。

- ・ 障害を抱えている生徒の高校におけるキャリア教育、進路指導には、様々な課題を感じています。ぜひとも研究の中で、全国の多くの好事例を伝えていただきたいと思います。（「高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究」）（令和3年度）
- ・ 現行学習指導要領の実施に伴い、学校現場の先生方の現状（混乱等）や課題を整理・分析を行い、その上での実践事例の提示をしてほしい。（「特別支援教育に係る教育課程の基準等に関する研究」）（令和4年度）
- ・ ICT活用に係る方法論だけではなく、どのように実態を捉えて指導したのかが明確に分かるような事例があると、学校現場に情報提供しやすい。（「肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究」）（令和5年度）
- ・ 多岐にわたる教育的ニーズに対応するため、様々な実践にふれる機会は大いに必要だと思う。現場の先生方は、自身の学校あるいは学級において合致するような例を見つけやすく、参考にしながら実践してみようと思えるような資料の作成が望ましい。手に取りやすいことはもちろん、周知の仕方についても考えていけるとよい。（「多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究」）（令和6年度）

研究ニーズ調査結果

	重点課題研究及び障害種別特定研究の研究課題についての意見	その他の研究課題についての意見
令和3年度	338件（計6課題について）	24件
令和4年度	309件（計5課題について）	22件
令和5年度	260件（計5課題について）	27件
令和6年度	246件（計5課題について）	23件

【中期計画】

- ⑤ 研究を戦略的かつ効果的に推進するために、研究課題に応じて外部の研究協力者・研究協力機関を積極的に登用するとともに、障害種を超えて柔軟な研究チームを編成する。また、筑波大学附属久里浜特別支援学校（以下「久里浜特別支援学校」という。）をはじめとする特別支援学校等及び近隣の関係機関の協力を得ることや、学校長会、保護者団体、大学等の関係機関・団体と相互の課題認識・研究方法・研究資源などを共有することにより、より効率的かつ効果的に研究を推進する。

【実績】

- 研究の実効性と質的な向上を図るため、研究課題に応じた外部の研究協力者・研究協力機関の登用を継続的に行い、障害種の枠を越えた柔軟な研究チームを編成している。具体的には、すべての研究課題において、文部科学省の視学官および特別支援教育調査官を研究協力者として委嘱し、情報共有や意見交換を通じて、研究の方向性や成果の社会的還元を高めている。また、関係団体や大学研究者、有識者等を研究協力機関・研究協力者として積極的に起用し、現場の課題と研究の接続を図る体制を構築している。重点課題研究においては、研究職員の障害種専門性の枠を超え、課題解決に必要な知見を有する職員で構成される柔軟な研究チームを編成しており、複雑化・多様化する現場課題に対応する体制を整備している。

加えて、地域との連携強化の一環として、筑波大学附属久里浜特別支援学校との連携をはじめ、神奈川県教育委員会や県内特別支援学校等との協働により、研究の社会的実装と成果の還元を推進している。

筑波大学附属久里浜特別支援学校との協働では、特別支援教育に係る実際の・総合的な研究の実施を図っている。同校との連携は、全国の特別支援学校等の実践に資する研究成果の創出を目的としており、研究班による日常的な意見交換や授業の参観、実践的課題の共有、共同研究の推進など、多層的な協力体制をとっている。とりわけ、自閉症教育実践研究協議会では、当該分野における先進的な実践知と研究的知見の融合を図り、自閉症のある子供たちの支援に関する知見の深化と政策提言につなげている。

神奈川県教育委員会とは、令和3年10月に「神奈川県教育委員会と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の連携・協力協定」を締結し、県内公立学校における特別支援教育の充実および国の政策立案・施策推進に寄与することを目的とした協働体制を構築した。協定に基づき、「連携・協力推進会議」及び「研究部会」「研修部会」を設置し、令和4年度から6年度にかけて各会議を年2回実施するなど、継続的な意見交換と連携を進めてきた。対象校として選定された県立特別支援学校8校との連携を通じ、研究活動への協力依頼、授業参観や研修会での講演実施などを通じて、学校現場の課題や支援の在り方を実践的に把握・反映している。

また、障害種別研究班による全国経年調査では、神奈川県内校での試行実施と意見聴取を通じて調査票の改善に寄与した。令和6年度には、知的班による「知的障害のある生徒の後期中等教育段階の情報収集」に関し、神奈川県教育委員会および総合教育センター等の協力を得て、高等学校段階の支援実態と先進的取組の把握を行った。さらに、研究成果物の配布や活用においても、要望に応じた提供や「NISE 学びラボ」の活用推進、リーフレットの改良（例：QRコードの追加）を進めて

いる。

同様に、横浜市教育委員会とも令和4年7月に協定を締結し、近隣の小中学校等における実践的研究の推進を図っている。研究テーマとして、「障害のある外国人児童生徒の学びの充実に関する事例研究」および「自閉症のある子供の自立活動の指導に関する研究」を設定し、対象校での研究授業参観や実践事例の分析、成果としてのリーフレットや動画教材の作成に至っている。

さらに、他機関との共同研究の検討も進めている。たとえば、神奈川歯科大学とは、VR教材を活用した防災教育や盲ろう児の支援に資する研修コンテンツの開発に向けた協議を令和6年9月より開始しており、また、東北大学所属教授が開発したICT機器の学校教育現場での活用についても、研究所公開の場を通じた実証と評価を予定している。

加えて、広島オフィスを拠点とした地域連携も活発に進めている。令和6年度においては、広島県立教育センターが実施する特別支援教育・教育相談に関する研究事業に対し、広島オフィス職員が研究指導者として参画し、年4回にわたり知見提供および助言を行い、研究の円滑な推進に貢献した。また、地域研修においても積極的に情報発信を行っている。

これらの取組を通じて、本研究所では研究推進の基盤を、外部協力者との連携、現場との接続、柔軟な体制構築という観点から多面的に整備しており、今後も国の施策推進および教育現場への還元に資する実践的かつ実効性のある研究体制の強化に努めるものである。

【中期計画】

⑥ 研究成果については、その目的に応じて、国の政策立案・施策推進等に寄与するよう国に提供したり、教育実践に寄与するよう都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等に提供したりするとともに、広く一般にも公開する。また、研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、指導資料等を作成し、研究成果の効果的な還元を図る。

さらに、研究所で実施する研修事業にも研究結果を反映させて研修の充実を図る。

【実績】

- 研究成果については、文部科学省特別支援教育課に提供するとともに、研究所セミナー、特別支援教育専門研修、NISE学ビラボ等で普及を行い、都道府県等教育委員会・特別支援教育センター・学校等をはじめ、広く一般にも公開している。また、終了課題の研究成果報告書のほか、サマリー集やリーフレット、ガイドブック、指導資料等を作成した。

研究成果の普及方法について、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター、学校長会等に対して毎年度実施している研究ニーズ調査の結果を活用して、教育現場等が求めている成果物の在り方について把握し、成果物の内容について実践事例等を含めることをはじめ、研究所のホームページから研究成果物等にアクセスしやすいようにページのレイアウトを工夫したり、研究成果物を活用しやすくするためのチラシを作成したりして、一層の成果普及を目指した。

加えて、学校教員の任命権者である各都道府県教育委員会等において、指導的立場にある者の専門性の向上に資するため、当研究所で実施している特別支援教育専門研修や各種の指導者研究協議会のカリキュラムについて、研究成果を踏まえた最新の内容にリニューアルを行った。

研究成果報告書サマリー集

刊行物名	発行
研究成果報告書サマリー集（令和元年度終了課題）	令和2年5月
研究成果報告書サマリー集（令和2年度終了課題）	令和3年5月
研究成果報告書サマリー集（令和4年度終了課題）	令和5年7月
研究成果報告書サマリー集（令和5年度終了課題）	令和6年7月

書籍

領域	刊行物名	発行
自閉症	特別支援学級での自閉症のある子どもの自立活動の指導ー確かに育つ！子ども、確かに高まる！教師の指導力ー	令和3年3月
インクル関連	ここにヒントがある！インクルーシブ教育システムを進める10の実践ー「インクルCOMPASS」で強みや課題をみつけようー	令和3年3月
病弱	こころの病気のある子どもの教育支援 Co-MaMeガイドー適応面や心理面・行動面に困難のある児童生徒への支援ー	令和6年6月
進路指導	事例で学ぶ！発達障害のある高校生の進路指導ガイド 5つのポイントで分かる指導・支援	令和7年1月
特別支援教育	特別支援教育の基礎・基本 第4版	令和7年3月

リーフレット

領域	刊行物名	発行
自閉症	自閉症のある子どもの自立活動の指導について考えよう！	令和2年5月
言語障害	言語障害のある中学生の指導・支援の充実のために	令和2年5月
インクル関連	「インクルCOMPASS」ガイド	令和3年2月
発達障害	発達障害のある子供の教育に関わる全ての教員の皆様へもしかして、それ・・・二次的な障害を生んでいるかも・・・？	令和3年3月
肢体不自由	小・中学校における肢体不自由のある児童生徒への指導及び支援のための地域資源を活用した授業改善に関する研究	令和3年3月
肢体不自由	全国小・中学校肢体不自由特別支援学級での指導等に関する状況	令和3年3月
教育課程	特別支援教育における教育課程に関する総合的研究	令和3年3月
知的障害	知的障害特別支援学級の授業づくり『すけっと』がお助けします！	令和3年7月
肢体不自由	肢体不自由特別支援学校におけるICT活用に関する状況調査（速報）	令和6年2月
教科指導	教科指導上の個に応じた配慮の観点ー通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の学びを支援しますー	令和6年3月

自閉症	自閉症のある子どもの自立活動と各教科等の関連を図った指導を考えよう！	令和7年3月
-----	------------------------------------	--------

ガイドブック・事例集

領域	刊行物名	発行
重複障害	視覚と聴覚の両方に障害のある盲ろうの子どもたちの育ちと学びのために－教職員、保護者、関係するみなさまへ－	令和3年3月
教育課程	インクルーシブ教育システムの推進を目指す特別支援学級の教育課程編成・実施ガイドブック	令和3年3月
知的障害	知的障害特別支援学級担任のための授業づくりサポートキット（小学校編）『すけっと』	令和3年3月
教材・教具	病気療養等により支援が必要な児童生徒のための遠隔教育Q&A	令和3年7月
病弱	「入院児童生徒等への教育保障体制整備事業」事例整理集	令和3年7月
肢体不自由	肢体不自由特別支援学級の指導ガイドブック－日々の指導に生かす肢体不自由教育の基礎・基本－改訂版	令和4年3月
聴覚障害	難聴児の切れ目ない支援体制構築と更なる支援の推進に向けた研修パッケージ	令和5年3月
肢体不自由自	肢体不自由児の障害特性を踏まえたICT活用事例集	令和6年3月
インクル関連	令和5年度地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進	令和6年6月

調査報告書

領域	刊行物名	発行
重複障害	重複障害のある子供の教育に関する調査報告書	令和3年3月
視覚障害	令和4年度全国小・中学校弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室実態調査 調査報告書	令和6年1月
幼児関連	令和3年度保育所、認定こども園、幼稚園における特別な支援を要する子どもの教育・保育に関する全国調査 調査報告書	令和6年3月
聴覚障害	令和4年度特別支援学校（聴覚障害）における幼児児童生徒のコミュニケーションの実態・教材活用（国語科）に関する調査報告書	令和6年3月
重複障害	特別支援学校における盲ろう幼児児童生徒の実態調査報告書（速報版）	令和6年8月

【中期計画】

- ⑦ 全国の公立の特別支援教育センターを含む教育センターや都道府県・指定都市・中核市教育委員会における研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について毎年度アンケート調査を実施し、6割以上の教育委員会や教育センターに活用されているかの検証を行う。

【実績】

- 終了した研究課題毎に、研究成果の活用状況（教育委員会での業務での活用、研修会等での活用、学校への情報提供等）について、都道府県等教育委員会や特別支援教育センター等にアンケート調査を実施した結果、「活用できた」割合が、令和3年度は82.5%、令和4年度は81.9%、令和5年度は83.3%、令和6年度は77.2%と、どの年度においても非常に高い活用率であった。また、令和4年度より、活用の具体例についても併せて調査することで、活用の実態を把握し、研究成果の示し方や研究成果物の工夫に生かした。

活用の具体例としては、特別支援教育コーディネーターや管理職の研修会の資料、入学説明会や特別支援教育理解のための説明会の資料、予算要望の際の資料、施策検討の参考資料等、様々な例が挙げられた。また、特定の研究成果物を挙げて、その活用について述べている回答も多くあった。

より具体的には、次のような回答があった。

- ・ 各種研究成果について、特別支援教育推進計画の策定に当たり、今後の見通しを持ったり計画の方向性の妥当性を確認したりする際の参考資料とさせていただきました。（令和4年度）
- ・ 特別支援学級ハンドブックの改訂の際に、参考にした。（令和4年度）
- ・ 特別支援学級担当者研修の資料として使用した。教職大学院の実践研究発表において助言をする際に、参考資料として使用した。（令和5年度）
- ・ 就学時健診時等において、入学説明会や特別支援教育理解のための説明会の資料に活用した。今後も活用したい。（令和5年度）
- ・ センターの調査研究の資料として、現在の課題や先進的な取り組みについての情報収集として活用させていただきました。各研究での取組を参考に、課題解決の方法や研修の進め方の参考にさせていただいております。（令和6年度）
- ・ 通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究について、配慮を考える流れとしての図を参考にさせていただき、一方的に流れるのではなく、それぞれが行き来しながら検討することの大切さについて示す際に活用した。また、各教科の指導例を参考に指導の手立てや工夫について情報提供を行う際の参考とした。（令和6年度）

活用度調査結果

	活用できた割合
令和3年度	82.5%
令和4年度	81.9%
令和5年度	83.3%
令和6年度	77.2%

《中期目標》

（２）評価システムの充実による研究の質の向上

研究の実施に当たっては、特別支援教育政策の充実及び教育現場の教育実践等の推進に貢献する観点から、内部評価及び外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図ること。また、PDCAサイクルを確立し、十分に機能させ、研究内容の更なる質的向上を図るための評価システムを充実すること。

【指標】

- ・毎年度、外部評価を実施し、全ての研究において、研究終了時に高い評価（５段階評価で４以上）を得る。（実績：平成28年度 100%、平成29年度 100%、平成30年度 100%、令和元年度 100%）

【中期計画】

① 「研究基本計画」に基づき、重点課題研究及び障害種別特定研究については、研究課題ごとに、国の政策課題や教育現場の課題への貢献等の観点から、中間及び終了時における内部評価及び外部の専門家からなる研究所運営委員会による外部評価を実施し、研究計画・内容の改善、研究の効果的・効率的実施及び研究の質的向上を図る。重点課題研究及び障害種別特定研究の終了時の外部評価において、高い評価（５段階評価で４以上）を得る。

また、先端的・先導的研究の研究課題については、外部の専門家とともに開始前に実施の必要性等の評価を実施するとともに、進捗状況等を内部で確認する。その成果については外部の専門家に報告して成果の意義や普及等について助言を得る。

さらに、外部資金研究等については、その成果を研究所運営委員会に報告して成果の意義、および活用や普及に関する助言を得るなどし、これに基づいて、多様なメディアを活用し様々な機会を捉えて発信することで、研究活動の推進を図る。

【実績】

- 内部評価及び外部評価として、研究の実施期間中に行われる中間評価、研究終了時に行われる最終評価を実施した。内部評価については当研究所の評価委員会において、外部評価については、当研究所の運営委員会の下に置く外部有識者で構成される外部評価部会において行った。

外部評価においては、令和４年度及び令和５年度に終了した全ての研究課題で、５段階評価で４以上（Ａ、Ａ＋）の評価を得た。

このうち、令和４年度に終了した課題においてＡ＋の評価を得た「障害のある子どもの就学先決定の手続きに関する研究」については、評価委員より、「乳幼児期からの支援体制、学びの場の決定に関する現状と課題について全国的な調査を実施し、詳細に実態を把握している。また、特色ある取り組みを実施する自治体の訪問調査においては、早期からの支援体制、就学先決定の手続き、連携の取り組みの詳細がまとめられ、自治体の今後の取り組みの参考となる。提言としてまとめられた６つの要点は、就学先決定の手続きの改善・充実につながるものであり、国や自治体の政策立案や施策に活用される研究として、大変優れていると判断される。」との評価を得た。

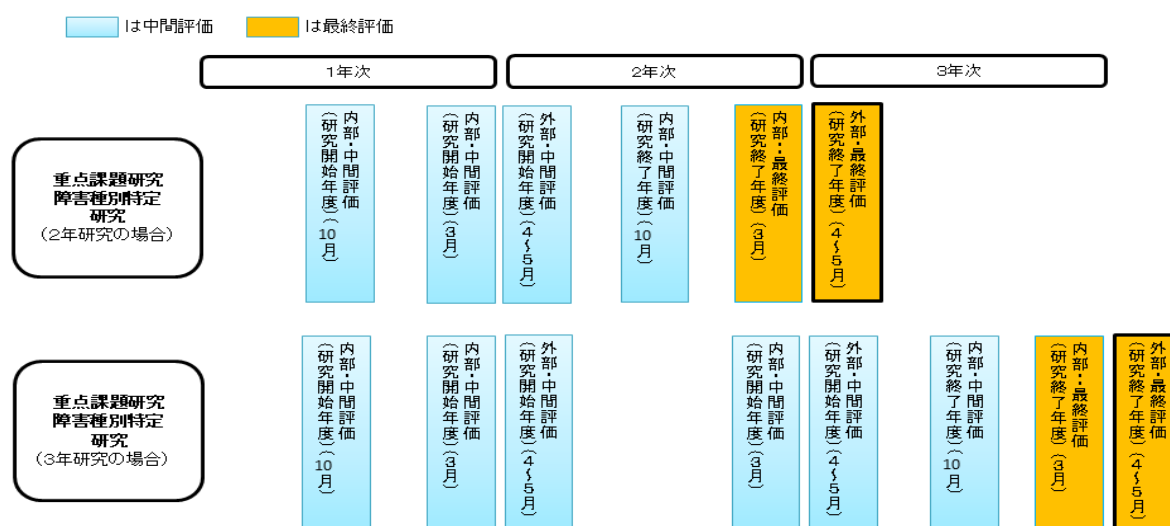
令和5年度に終了した課題においてA+の評価を得た「高等学校における障害のある生徒の社会への円滑な移行に向けた進路指導と連携の進め方等に関する研究」については、評価委員より、「本研究課題は、発達障害等のある高校生の進路に係る課題について調査により現状を把握し、高等学校、進路先（大学、企業）、関係機関のそれぞれの立場からの様々な視点による知見が集約されている。また、参考となる資料が幅広くまとめてあり、多くの教育現場で活用されることにより、高等学校における指導や支援に加え、関連機関との連携が充実し、生徒の進路実現とともに、進路先での適応や活動の充実につながる事が期待できる。さらに、研究成果を基にして作成されたガイドブックは学校現場において、調査結果は自治体等の施策推進における基礎資料として、活用可能性が高い。それらを勘案し、大変優れていると判断される。」との評価を得た。

令和7年度に終了予定の5課題についても、令和6年度に実施した外部評価部会による中間評価において、進捗状況が良好であることなど、高い評価を得ているとともに、評価委員より、研究の改善策や充実につながる方策についての多くの貴重な意見を得ており、その最終評価においても高い評価が得られることが見込まれる。

先端的・先導的研究は、令和5～6年度実施の研究課題1課題について、開始前の評価を行い、実施の必要性等を検討のうえで実施を決定した。研究実施期間においても、所内でヒアリングや研究の実施状況の報告を求める等して、進捗状況等を確認した。そのうえで、研究成果については、運営委員会委員等の外部有識者から、研究成果の意義や今後の展開等について意見を得た。

外部資金研究等については、当研究所の研究活動を総覧できる「NISE研究レポート」を作成し、研究所運営委員会に提示して、その活用や普及等についての意見や助言を得た。その意見や助言に基づき、研究活動の推進を図った。

研究課題評価実施スケジュール



外部評価結果（令和3年度～令和6年度）

	令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
A+	—	—	1	20%	1	100%	—	—
A	—	—	4	80%	—	—	—	—
B	—	—	—	—	—	—	—	—
C	—	—	—	—	—	—	—	—
C-	—	—	—	—	—	—	—	—
5段階で 4以上の 評価	—	—	5	100%	1	100%	—	—
終了課題 数	0		5		1		0	

A+：大変優れている

A： 優れている

B： 概ね良好である

C： やや劣っている

C-：劣っている

【中期計画】

② 研究の評価に当たっては、研究区分の特性に応じた評価システムを構築するとともに、研究成果の活用可能性を含めた評価の観点・項目の設定、自己評価の充実などの評価システムの改善を図る。また、評価結果を研究課題の設定や研究内容の改善に生かすとともに、研究所の研究活動の質的向上につなげるなど、PDCAサイクルを重視して評価システムを運用する。

【実績】

○ 評価の観点として、国の政策立案への寄与、国の施策推進への寄与、地方自治体の施策推進等への寄与、学校現場の課題解決への寄与の観点で該当する研究成果の活用可能性を評価するなど、アウトカムを重視する評価の観点を設定した。また、中間評価については、研究の進捗状況の評価と次年度に向けた改善策や充実につながる方策についての意見を求めるとともに、その時点までの研究結果及び研究成果の公表の状況についても次年度の見通しを含めて評価するなど、評価の観点・項目の改善を行った。

評価結果については、研究の改善・充実策を含めて速やかに研究チームに伝達し、PDCAサイクルを重視した評価システムの運用を行った。

《中期目標》

2. 各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成 (事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

【重要度：高】

ポストコロナ社会において、ICTを活用した適切な支援をはじめ、教育現場のニーズに対応できる各都道府県等の特別支援教育の指導者養成は喫緊の課題である。また、新しい時代の特別支援教育を担う教員の専門性向上に向けては、特別支援学校や特別支援学級、通級による指導の担当教員のみならず、全ての職員の資質を向上させることが求められており、各都道府県等が進める教員の資質向上への支援は喫緊の課題であることから、重要度は高い。

(1) 国の政策課題や教育現場のニーズ等に対応できる指導者の専門性の向上

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県等における特別支援教育政策や教育実践等の推進に寄与する指導者の養成を図るため、各都道府県等における障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象とした専門的・技術的な研修及び各都道府県等における指導的立場にある教職員を対象とした特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題等に対応した専門的・技術的な研修を実施すること。

研修の実施に当たっては、研修の背景、必要性や具体的な内容を明らかにした「研修指針」を基本とするが、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行うこと。企画段階においては、新型コロナウイルス感染症での課題や教育現場における現状を踏まえつつ、これまでの研修の実施状況やアンケート結果から導き出された課題や改善が必要な事項等を整理するとともに、国や地方自治体、教職員支援機構、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等の関係機関と協議・連携の上、研究所の研修に求められるニーズを的確に把握し、ICT環境の整備の推進等、社会情勢の変化等を研修内容に反映させること。研修の形態については、研修目的に留意しつつ、宿泊及びオンラインを適切に組み合わせ、講義のほか、研究所の研究の成果を踏まえた演習・研究協議、フィールドワーク等の形式を多く取り入れるなど工夫し、学術的な理論に裏打ちされた実践的かつ効果的な研修を実施すること。また、研修受講者が、研修で得られた成果を各地域に還元できるようにすること。

研修実施後は、その内容や実施方法による効果等を分析し、ポストコロナ社会におけるICTの活用や一層のオンライン研修の充実を図るとともに、「集合・宿泊型研修等とオンライン研修とのベストミックス」の在り方についての検討を早急に進め、「フィールドを有する実践研究と架橋した研修」という研究所の強みを生かした研修体系を構築すること。また、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、研修のより効率的・効果的な実施に資するため、その連携について検討すること。

さらに、研修を通じて、国の特別支援教育政策や久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との共同研究で得られた成果等の最新の知見等を普及するとともに、国の特別支援教育政策の動向や教育委員会・受講者等の意見を踏まえたカリキュラム等の見直しを行い、外部有識者の意見を取り入れながらPDCAサイクルを十分に機能させる取組を行うこと。

【指標】

- ・ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。
(実績：平成28年度 100%、平成29年度 83.3%、平成30年度 83.3%、令和元年度 83.3%)
- ・ 教育委員会等派遣元に対して調査を実施し、研修受講者の研修修了後における指導的役割の実現状況について80%以上の達成を図る(実績：平成28年度 100%、平成29年度 100%、平成30年度 94.4%、令和元年度 97.2%)。
- ・ 研修受講者が事前に設定した自己目標の研修修了直後における実現状況について80%以上の達成を図る(実績：平成28年度 96.4%、平成29年度 96.4%、平成30年度 93.3%、令和元年度 94.4%)。

【中期計画】

- ① 研修の背景・必要性や研究所が実施する研修の基本方針や概要、実施体制等を明らかにした「研修指針」を基本としつつ、次の研修を実施する。
なお、「研修指針」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。
 - イ 特別支援教育専門研修：各都道府県等の障害種ごとの教育の中核となる教職員を対象に、障害種別にコース・プログラムを設け、その専門性と指導力の向上を図る研修（約2か月間の宿泊若しくはオンライン研修、又は宿泊とオンラインを組み合わせる研修）
 - ・ 視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱教育コース
(視覚障害教育専修プログラム)
(聴覚障害教育専修プログラム)
(肢体不自由教育専修プログラム)
(病弱教育専修プログラム)
 - ・ 知的障害教育コース
(知的障害教育専修プログラム)
 - ・ 発達障害・情緒障害・言語障害教育コース
(発達障害・情緒障害教育専修プログラム)
(言語障害教育専修プログラム)
 - ロ インクルーシブ教育システムの充実に関する指導者研究協議会・セミナー：特別支援教育政策上や教育現場等の喫緊の課題（特別支援教育におけるICTの活用や高等学校における通級による指導、発達障害等への対応等）に対応するため、各都道府県等において指導的立場に立つ指導主事や教職員等を対象に開催する短期間（2～3日間程度：宿泊又はオンライン）の研修・セミナー

【実績】

- 「研修指針」に基づき、特別支援教育専門研修を視覚障害教育・聴覚障害教育・知的障害教育・肢体不自由教育・病弱教育・発達障害/情緒書障害教育・言語障害教育コースの7コースを令和3年度から6年度の各年度において実施している。また、実施に当たっては、令和3年度は新型コロナ

ウイルス感染症感染拡大防止の観点から、9週間全てオンラインでの実施としたが、令和4年度及び令和5年度においては来所期間を3週間、令和6年度においては4週間設けて実施している。

インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会・セミナーの実施については、「特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会」「高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会」「交流及び共同学習推進指導者研究協議会」の3つを令和3年度から6年度の各年度において実施している。また、実施に当たっては、令和3年度は全てオンラインでの実施としたが、令和4年度は「特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会」を集合型で、令和5年度においては「特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会」「高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会」を集合型で行った。令和6年度においても「特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会」「高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会」を集合型で実施する予定だったが、「高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会」は台風の影響によりオンラインで行った。

このほか全国特別支援学校長会との連携研修として、「特別支援学校寄宿舎指導実践協議会」令和3年度から6年度の各年度において実施した。また、実施に当たっては令和3年度・4年度はオンラインでの実施、5年度・6年度については、集合型とオンラインを組み合わせで実施した。発達障害教育実践セミナーについては、令和3年度から6年度の各年度において実施した。

【中期計画】

② 研修の計画及び実施に当たっては、文部科学省や久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等及び近隣の関係機関、教職員支援機構、大学などの関係機関と連携し、研究所の研修に求められるニーズや、ICT環境の整備など学校教育を巡る状況の変化、社会情勢の変化等を的確に反映させる。また、インクルーシブ教育システムの構築に向けて国の特別支援教育政策や研究成果等の最新の知見等をカリキュラムに取り入れるとともに、講義のほか、演習・研究協議等の形式を多く取り入れ、受講者が受講した内容を実際の教育や活動の中で生かせるようプログラムを工夫する。

【実績】

- 特別支援教育専門研修及びインクルーシブ教育システムの充実に関わる研究協議会においては、その企画立案に当たり、文部科学省特別支援教育課及び外部有識者として広島大学の教員の協力を得て、研修企画検討会議を組織してカリキュラムの改善等を図っている。具体的には、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(答申)」等の国の動向を踏まえた知見や、最新の研究成果を講義に取り入れ、学習指導要領に対応した内容としている。また、GIGAスクール構想への対応など、特別支援教育を含む初等中等教育の政策上や教育現場等の喫緊の課題に対応した内容となるようカリキュラムの見直しを図っている。

【中期計画】

- ③ 研修のより効率的・効果的な実施に資するため、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構との連携について検討する。

【実績】

- 独立行政法人教職員支援機構と「共生社会を実現する教育研究セミナー」を令和4年度から6年度の各年度において共催で実施した。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。）を踏まえ、当研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人による間接業務等の共同実施に関する協議会において、研修事業における連携方策について検討を行っている。

【中期計画】

- ④ 研究所が設定する受講者定員に対する実際の受講者の参加率が、80%以上となるようにする。
- また、任命権者である教育委員会等に対して、研修修了1年後に受講者の指導的役割の実現状況についてのアンケート調査（各地域で行う研修や研究会等の企画・立案、講師としての参画などの指導的役割の実現状況）を実施し、80%以上の達成を確保する。
- また、特別支援教育専門研修の受講者に対して、事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況についてアンケート調査を実施し、80%以上の達成を確保する。
- これらのアンケート調査で、80%を下回った場合には、研修の内容・方法等を改善するとともに、あわせて、国の特別支援教育政策の動向等を踏まえたカリキュラム等の見直しを適宜行うなど、PDCAサイクルを重視した研修の運営を行う。
- なお、その際は外部有識者等の意見を取り入れながら改善に努める。

【実績】

- 研修の参加率については、令和3年度においては特別支援教育専門研修では募集人員210名に対し研修修了者数は200名、参加率は95.2%、インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会では募集人員210名に対し研修修了者数は276名、参加率は131.4%となり、研修事業全体では113.3%の参加率であった。令和4年度においては特別支援教育専門研修では募集人員210名に対し研修修了者数は189名、参加率は90.0%、インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会では募集人員210名に対し研修修了者数は229名、参加率は109.0%となり、研修事業全体では99.5%の参加率であった。令和5年度においては特別支援教育専門研修では募集人員210名に対し研修修了者数は192名、参加率は91.4%、インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会では募集人員220名に対し研修修了者数は239名、参加率は108.6%となり、研修事業全体では100.2%の参加率であった。また、令和6年度においては特別支援教育専門研修では募集人員210名に対し研修修了者数は203名、参加率は96.7%、インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会では募集人員220名に対し研修修了者数は249名、参加率は113.2%となり、研修事業全体では105.1%の参加率であった。

- 特別支援教育専門研修及びインクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会の参加率については、以下のとおり。全ての年度で目標としている80%以上を達成している。

特別支援教育専門研修

	定員	修了者	参加率	達成率
令和3年度	210名	200名	95.2%	119.0%
令和4年度	210名	189名	90%	112.5%
令和5年度	210名	192名	91.4%	114.3%
令和6年度	210名	203名	96.7%	120.9%

インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会

	定員	修了者	参加率	達成率
令和3年度	210名	276名	131.4%	164.3%
令和4年度	210名	229名	109%	136.3%
令和5年度	220名	239名	108.6%	135.8%
令和6年度	220名	249名	113.2%	141.5%

研修事業全体

	定員	修了者	参加率	達成率
令和3年度	420	476	113.3%	141.7%
令和4年度	420	418	99.5%	124.4%
令和5年度	430	431	100.2%	125.3%
令和6年度	430	452	105.1%	131.4%

- 研修修了1年後の指導的役割の実現状況については、以下のとおり。

- 令和2年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会／高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会／交流及び共同学習推進指導者研究協議会）全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は93.1%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長は98.4%、受講者が指導的役割を実現できていると考える教育委員会は98.6%と、目標値である80%を超える結果となった。

なお、令和2年度においては特別支援教育専門研修を実施していない。

- 令和3年度特別支援教育専門研修受講者では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は96.8%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長（学校長等）は97.9%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は96.1%と、目標値である80%を超える結果となった。
- 令和3年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会／高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会／交流及び共同学習推進指導者研究協議会）全体では、研修成果を教育実践に反映できて

いると考える受講者は95.2%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長は97.5%、受講者が指導的役割を実現できていると考える教育委員会は98.2%と、目標値である80%を超える結果となった。

- 令和4年度特別支援教育専門研修受講者では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は97.9%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長（学校長等）は100%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は98.9%と、目標値である80%を超える結果となった。
- 令和4年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会／高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会／交流及び共同学習推進指導者研究協議会）全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は95.9%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長は98.6%、受講者が指導的役割を実現できていると考える教育委員会は96.3%と、目標値である80%を超える結果となった。
- 令和5年度特別支援教育専門研修受講者では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は99.4%、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長（学校長等）は98.9%、指導的役割を実現できていると考える教育委員会は95.4%と、目標値である80%を超える結果となった。
- 令和5年度インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会／高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会／交流及び共同学習推進指導者研究協議会）全体では、研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者は96.9%、受講者が研修成果を教育実践に反映できていると考える受講者の所属長は98.7%、受講者が指導的役割を実現できていると考える教育委員会は96.4%と、目標値である80%を超える結果となった。

- 研修修了1年後の指導的役割の実現状況について、研修成果を教育実践に反映状況できていると考える受講者、所属長及び教育委員会は以下のとおり。全ての年度で目標としている80%以上を達成している。

特別支援教育専門研修

	受講者	所属長等	教育委員会
令和2年度			
令和3年度	96.8%	97.9%	96.1%
令和4年度	97.9%	100%	98.9%
令和5年度	99.4%	98.9%	95.4%

インクルーシブ教育システムの充実に関わる指導者研究協議会（全体）

	受講者	所属長等	教育委員会
令和2年度	93.1%	98.4%	98.6%

令和3年度	95.2%	97.5%	98.2%
令和4年度	95.9%	98.6%	96.3%
令和5年度	96.9%	98.7%	96.4%

- 特別支援教育専門研修受講者が事前に設定した研修の自己目標の修了直後における実現状況については、以下のとおり。全ての年度で目標値である80%を超える結果となった。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
自己目標の達成率	91%	90.5%	91.2%	91.6%

《中期目標》

（２）各都道府県等が実施する教員の資質向上に関わる支援

各都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの構築に向けた幅広い教員の資質向上のため、多様な学びの場に対応した講義配信コンテンツの計画的な整備を図り、インターネットにより学校教育関係者等へ配信すること。また、特別支援学校教諭免許状取得率向上のための免許法認定通信教育及び免許法認定講習を実施するとともに、大学等が開設する講習への協力、受講者が受講しやすくなる環境・方策及び科目・単位の拡充の可能性について検討すること。さらに、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施すること。

これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図ること。

【指標】

- ・講義配信の自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに、80%以上の都道府県で行われるようにする。

（実績：令和２年度 19.1%（９県））（令和２年12月現在）

- ・講義配信の受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上とする（実績：平成28年度 1,877人、平成29年度 2,722人、平成30年度 3,876人、令和元年度 5,916人）。
- ・免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上とする（実績：平成28年度 551人、平成29年度 1,470人、平成30年度 1,574人、令和元年度 1,323人）。

【中期計画】

- ① 各都道府県等における障害のある児童・生徒等の教育に携わる教員をはじめ、幅広い教員の資質向上の取組を支援するため、「研修指針」を基本としつつ、特別支援教育に関する基礎的及び専門的内容の講義を収録し、インターネットにより学校教育関係者等へ配信する。

イ インターネットによる講義配信（以下、「NISE学びラボ」という。）で配信する講義コンテンツについて体系的・計画的な整備を図るとともに、最新の情報を提供できるよう、計画的に更新する。また、大学等と連携して、教員養成段階の学生等を対象とした特別支援教育に関する専門的な講習を実施する。これらの実施に当たっては、利用者のアンケート調査等を基に、内容及び運用の改善を図る。

ロ NISE学びラボの活用例や研修モデルを提案し、教育委員会や学校が実施する研修におけるNISE学びラボの活用を推進するとともに、教育委員会、特別支援教育センター、幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校等に対して、幅広く広報し、利用を促進する。また、NISE学びラボの自治体の団体受講登録について、中期目標期間終了までに80%以上の都道府県で行われるようにするとともに、NISE学びラボの受講登録数を、中期目標期間終了までに、8,000人以上を確保する。

【実績】

- 都道府県等において、障害のある児童生徒等の教育に携わる教員の資質向上を図る取組を支援するため、インターネットによる講義配信「NISE学びラボ」を運用している。

現在、「特別支援教育全般」52コンテンツ、「障害種別の専門性」94コンテンツ、「通常の学級における各教科等の学びの困難さに応じた指導」28コンテンツの計174コンテンツを視聴可能とし、コンテンツ内容の更新も随時実施している。さらに「特別支援教育全般」の中では、インクルーシブ教育システム関連、各学びの場における教育、役割と連携等に細分類して提供している。職能や校種別等、受講者のニーズに合わせて複数の講義コンテンツを組み合わせた研修プログラムを追加・例示するなど、改善を図っている。

個人登録は21,765人、達成率272.1%であり、中期目標の指標を大幅に超えて達している。団体登録は全体で1,392機関が登録し、うち都道府県の登録は42機関、登録率89.4%となり、目標としていた都道府県の団体登録80%を達成した。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受講者登録数	11,012人	13,476人	18,239人	21,765人
自治体団体登録割合	44.7%	53.2%	72.3%	89.4%

更に教職員支援機構が運営する「教員研修プラットフォーム」での「NISE学びラボ」の活用を図るため、文部科学省の教員講習開設事業費等補助金交付申請を行い決定を頂いた。これにより「教員研修プラットフォーム」に以下の3つの研修プログラム（計18コンテンツ）を掲載し、受講募集を行っている。

- ・ インクルーシブ教育システムの充実に資する特別支援教育の進展に向けた理解・啓発研修
- ・ 小学校・中学校・高等学校における特別支援教育の充実に資する通級による指導の専門性向上研修
- ・ 特別支援教育コーディネーターになったら

また、「NISE学びラボ」を用いた教職員研修の事例や、集合研修・演習の提案などを行う「研修の手引き」を教育委員会・教育センターに送付することに加え、各都道府県教育委員会及び教育センターを対象としたアンケート調査結果や研修の実施形態・研修評価の考え方、「NISE学びラボ」の活用事例、集合研修・演習での活用等、今後のオンライン研修の充実に図ることを目的に、各都道府県教育委員会及び教育センターとオンライン研修の充実に関する情報交換会を開催し、各自治体の現状・課題等についての情報交換を行い、NISE学びラボのオンライン研修での活用を更に促進している。

【中期計画】

- ② 特別支援学校教諭免許状の取得率向上のため、インターネットを通して免許法認定通信教育を実施する。また、特別支援教育専門研修において、免許法認定講習及び免許状更新講習を実施する。

免許法認定通信教育の実施に当たっては、各都道府県教育委員会が免許法認定講習の開設がし

にくく、且つ、免許取得率が低い領域である視覚障害教育及び聴覚障害教育について開設する。
また、受講者の利便性を考慮した運営の工夫や科目・単位の拡充の可能性の検討を行うとともに、免許法認定通信教育及び免許法認定講習による単位取得者数を中期目標期間終了までに、4,000人以上を確保する。

【実績】

- 特別支援学校の教師の免許保有率100%を目指す国の方針に基づき、本研究所において、特に、保有率の低い視覚障害教育領域、聴覚障害教育領域の免許を取得するための免許法認定通信教育を実施している。

（開設科目）

- ・ 視覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目（1単位）
- ・ 聴覚障害児の教育課程及び指導法に関する科目（1単位）
- ・ 視覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目（1単位）
- ・ 聴覚障害児の心理、生理及び病理に関する科目（1単位）

単位認定試験において対面での試験を実施するが、受験者の利便性を向上するため、受験者がいる全ての都道府県に試験会場を設けて開催している。また、障害のある受験者に対しては以下のような配慮を行い、試験を実施している。

〔視覚障害のある者への配慮の例〕

- ・ 問題用紙へのチェックによる解答
- ・ ルーペの持参及び使用
- ・ 試験時間の延長（1.3倍（弱視）1.5倍（盲））
- ・ テキスト形式の試験問題をUSBメモリに入れて出題
- ・ パソコン上で解答し、USBメモリに入れて提出

〔聴覚障害のある者への配慮の例〕

- ・ 試験室内の前列、通路側に座席を設ける
- ・ 注意事項等の説明をメモにより伝達する
- ・ 試験開始と試験終了の合図について、近くで手で指し示して行う

免許法認定通信教育及び特別支援教育専門研修において実施している免許法認定講習を合わせた単位取得者は、令和3年度から令和6年度までで7,400人を数えており、既に中期目標の指標4,000人を達成（185.0%）している。

単位取得者数	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
認定通信教育	1,271人	1,700人	2,257人	1,935人
認定講習	65人	71人	50人	51人
累計	1,336人	3,107人	5,414人	7,400人

《中期目標》

3. 特別支援教育に関する情報普及の充実や自治体・学校への支援

(事前分析表 施策目標2-8 一人一人のニーズに応じた特別支援教育の推進)

【重要度：高】

特別支援教育に係る有用な情報等を、教育関係者はもとより、民間企業や各種団体等に対しても広く提供し普及を図ることは、国の特別支援教育政策を進めていく上で重要である。また、インクルーシブ教育システムの構築は、権利条約の理念が目指す共生社会の形成に向けて不可欠であり、特別支援教育推進のための基盤となることから、各地域におけるインクルーシブ教育システムの構築へ向けた取組を強力に推進する必要があることから、重要度は高い。

(1) 特別支援教育に関する情報発信

① 戦略的な広報の推進

我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、特別支援教育の政策・施策及び現状や課題、研究所の存在や活動内容（研究内容やその成果）等について、学校、民間企業、各種団体等、多方面に周知させ、それら各方面からの理解・支援を得ることができるよう取り組むこと。

また、情報収集・発信方策や広報の在り方を明示した広報戦略を基本としつつ、特別支援教育に関する政策・施策や研究活動及び教育現場の課題等に関する情報を総合的に収集すること。研究所の活動内容等と併せて、全ての学校をはじめとする関係者に必要かつ有益な情報が提供されるよう、研究成果の普及やインターネットをはじめ広報効果の高いICTツールを活用した情報提供の量的充実を図るとともに、国と連携しながら、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行い、現場での活用を促進すること。

【指標】

- ・研究所のホームページについて、情報提供のコンテンツを充実し、広く学校、民間企業、各種団体等に周知するとともに、有用度に関する関係団体への聞き取りをもとに定期的に改善を行い、毎年度、年間75万以上の訪問者数を確保する。

【中期計画】

① 戦略的な広報の推進

幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の関係者の理解・支援の充実に貢献する。このため、関係機関との連携を推進し、研究所における情報収集・発信方策や広報の在り方と取組を強化する等を目的に作成する「広報戦略」を基本としつつ、次のとおり、戦略的・総合的に情報収集及び情報提供を行う。

なお、「広報戦略」については、特別支援教育を巡る国の動向や社会情勢を勘案し、随時、柔軟に見直しを行う。

- イ 研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な研究から教育実践に関わる内容まで、幅広い情報を計画的に収集する。

- ロ 収集した情報については、専門的な研究内容や、教育現場に必要な実践に関する情報、理解・啓発に関する基礎的な内容など、情報内容に応じて、体系的・階層的に整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備する。
- ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、インターネットをはじめ広報効果の高いツールなど様々な手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実するとともに、現場での活用を促進する。
- ニ 研究所のホームページについて、情報コンテンツを計画的・体系的に整備することにより、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意する。
- ホ 研究成果については、ホームページを通じて、研究成果報告書のほか、サマリー集やガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行うとともに、学会発表及び誌上発表を行う。
- ヘ 研究所における研究成果を中心とする特別支援教育に関する論文等を広く公開し、特別支援教育の発展に寄与することを目的として毎年度1回研究紀要を刊行する。
 研究所における研究活動等の諸活動に関する情報や特別支援教育に関する情報を提供することを目的に特総研ジャーナル、英語版のNISE Bulletinを毎年度それぞれ1回刊行し、ホームページに掲載する。
 また、メールマガジンなどを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介する。
- ト 研究所のホームページの有用度（ホームページの使いやすさや情報量の多さ、情報検索の容易さ等）に関して関係団体への聞き取りを定期的に行い、これに基づき、ホームページの利便性の向上を図る。ホームページの利用状況等を把握して、毎年度、年間75万以上の訪問者数を確保する。
- チ 国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献する。

【実績】

- 戦略的な広報の推進
- イ 情報の計画的収集

研究所内の研究チーム・研究班の研究成果を毎月の班長会議等日常的に収集し、部署内で共有した。また、特別支援教育に関連する学術的な研究は、研究チーム・研究班の研究協力者である大学教員等から情報を収集し、さらには日本特殊教育学会や日本LD学会等より最新の情報を得た。教育実践に関わる内容は、毎年度当初、校長会・関係機関・関係団体事務局等に訪問並びに総会、研究協議会等に参加し、幅広い情報を計画的に収集した。

- ロ 情報コンテンツの整備

収集した情報は、研究所内の会議において共有し、各部署が情報内容に応じて、体系的・階層的に

整理して、発信する対象を考慮したコンテンツとして整備した。令和5年12月には「特別支援教育ポータルサイト」をリニューアルし、全国の教育委員会・教育センターから収集した特別支援教育に関する最新の教材・教具情報を整理し、令和5年度に200件提供し、令和6年度100件、令和7年度についても、最新の情報を100件ずつ追加していく予定である。

ハ SNS等を活用した研究成果等の情報提供・現場での活用促進

研究所の研究成果をはじめ、特別支援教育に関連する学術的な内容から教育実践に関わる内容まで、校長会・関係機関・関係団体事務局等を通して発信し、幅広い情報提供を行った。さらには、関東圏を中心として、教育センター等が主催する研修会に出向き、研修会内の時間をいただき、研究所の研究成果や特別支援教育に関わる情報を積極的に発信した。各自治体の小・中・高等学校で特別支援教育に関わる研修会にて広報活動を実施した。

また、各都道府県市町村の教職員等の研修にも出向き、研修の時間の一部をいただき、情報発信活動を実施してきた。また、幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に対して、ホームページやメールマガジン（月1回）、LINE（月3回～4回）、X（月4回～5回）などの手段を活用して、研究成果などの研究所が有する情報の発信、提供を充実するとともに、現場での活用を促進した。令和6年度からは、幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校の教員や教育委員会、保護者、関係団体等に発出しているメールマガジンに研究所の事業の案内等掲載していけるよう協力を依頼した。

Xについては、令和6年9月に開設した。メールマガジンやLINEを活用した情報発信は、登録者には直接情報を届けることができるため、内容に応じた配信時期を計画する。Xの投稿データ分析を行い、投稿内容を改善するなど、より効果的な情報発信となるように行った。なお、メールマガジンの登録件数は9,900件程度（令和5年度9,800件程度）、LINEのターゲットリーチ件数は5,200件程度（令和5年度4,800件程度）であり、増加した。Xのフォロワー数はアカウント開設から7カ月で1,600程度となった。

二 ホームページの整備

ホームページに関わるWebサイト運営要項を改訂し、月1回情報発信戦略会議や週1回ホームページ確認作業等で検討し、情報コンテンツを計画的・体系的に整備し、様々な利用者層にとって、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意し、ホームページの改善を行った。特に検索件数の多いページを分析し、トップページからワンクリックで飛べるタブを作成した。具体的には、「ここから始めよう、特別支援教育」「発達障害のある子供の指導・支援のヒント」「研究者情報」「特別支援教育専門研修」「サイトマップ」のタブを作成したところ、閲覧数も安定的に伸びてきた。令和6年度からは、所内にホームページ改善ワーキンググループを立ち上げ、検討を重ね、令和8年3月にホームページをリニューアルし、さらに利便性の高いホームページにする予定である。

ホ 研究成果の公表

研究成果については、ホームページを通じて、毎年度6月に研究成果報告書のほか、サマリー集や

ガイドブック、リーフレット等わかりやすい形で情報提供を行った。また、所内にてCanva研修を実施し、所外に効果的に戦略的に発信できるよう、デザインやレイアウトの質的向上並びに効率よく資料作成できるよう技術習得の向上を図った。

また、特別支援教育推進セミナーや全国特別支援教育センター研究協議会、専門研修等の機会を活用し、研究成果の普及や活用の促進を図った。また、関係学会において、口頭発表や紙上発表を行うことや、シンポジウムに登壇し発表した。

へ 研究成果の普及

研究紀要については、毎年度3月に刊行した。研究所における研究活動等の諸活動に関する情報や特別支援教育に関する情報について、特総研ジャーナルと、英語版のNISE Bulletinを発行し、さらには、令和5年度よりNISE研究レポートにおいて、研究所の研究の概要の紹介を開始した。これらの成果物は全てホームページで公開した。

また、メールマガジン・LINE・Xなどを活用して、研究所の研究成果や特別支援教育に係る最新の情報等を紹介した。X（旧Twitter）については令和6年9月にアカウントを開設し、幅広い広報活動を開始した。独立行政法人の関係機関のフォロワー数と比較してもかなり高いフォロワー数を達成した。（令和7年4月現在1642）

ト ホームページの充実

令和4年度、有識者にホームページの有用度調査を対面並びにオンラインで行い、収集した意見を踏まえ、有用でわかりやすいものとなるようにアクセシビリティやユニバーサルデザインへの配慮に留意したホームページに更新した。また、令和6年度にも有識者にホームページの有用度調査を対面でおこない、リニューアルするホームページの仕様書等に意見を取り入れた。令和7年度末にリニューアル予定のホームページ改善ワーキングを立ち上げ、検討を重ね、ホームページをよりわかりやすいものにする予定である。また、ホームページへの訪問者数については、令和3年度860,363人、令和4年度927,887人、令和5年度902,780人、令和6年度1,078,520人となり毎年度の目標値である年75万以上を大きく越えている。

チ 図書室の整備

図書室が、内閣総理大臣の指定を受けた歴史資料等保有施設であることから、公文書管理法に基づいて当研究所が保有する学術文献の目録（蔵書目録）を作成し、一般公開している。

特別支援教育に関連する様々な学術文献へのアクセスが容易になるよう、インターネット上の情報資源や情報検索ツールへの入り口となるリンク集をホームページに掲載し、一般の利用に供している。

国内外の大学図書館等と連携し、研究所の研究成果や研究所が保有する学術文献に関する情報を特別支援教育の研究者（大学教員、大学院生等）に積極的に提供して、特別支援教育に関する研究の振興と質の向上に貢献している。具体的には、①図書室利用の受入、②大学図書館等と連携した郵送による図書貸出（以下、ILL図書貸出）及び論文等の複写（以下、ILL文献複写）というサービス形態により、研究成果や学術文献の提供を行っている。令和3年度から令和6年度の実績は、図書室利用の受入135名、ILL図書貸出163冊、ILL文献複写643件であった。

各年度の実績は下表のとおり。

	来室利用者 数（延べ）	ILL・図書貸 出件数（ILL 以外含む）	ILL・文献複 写件数（ILL 以外含む）
令和3年度	31人	30件	165件
令和4年度	38人	55件	139件
令和5年度	32人	41件	156件
令和6年度	34人	37件	183件
合計	135人	163件	643件

ILL図書貸出及びILL文献複写を実施する国内基盤として国立情報学研究所が「NACSIS-ILLシステム」を運営しており、国公立大学図書館、大学共同利用機関法人、研究開発法人、独立行政法人その他1,600を超える学術機関等がこれに参加している。同システムを利用した研究所の令和6年度ILL図書貸出及びILL文献複写実績を国立教育系単科大学と比較するとILL図書貸出第12位、ILL文献複写第9位であった。各機関の蔵書規模を加味した場合は、ILL図書貸出第7位、ILL文献複写第1位であった。

【中期計画】

② 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進

（教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動）

教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動を充実するため、以下の取組を実施する。

イ 特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を図るための研究所セミナーを毎年度計画的に開催し、有益な情報が得られたとの回答について85%以上を確保する。また、研究所及び特別支援教育の理解啓発を推進するため、久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等とも連携し、国民に対し研究所の施設の公開や活動成果の展示等の取組を行う。

ロ 地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、教育委員会、特別支援教育センター（教育センターに特別支援教育を担当する部署がある場合当該部署を含む。以下、「特別支援教育センター等」という。）、関係団体等及び大学と連携を図りながら、講演や研究協議、ICT機器などの教材展示等を行うセミナーを毎年度開催する。（集合型だけでなくオンラインによる開催を含む）

このセミナーは、全国を地区ブロックに分け、中期計画期間中に戦略的・計画的に開催する。

ハ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等で特別支援教育の指導の経験のない又は経験年数の少ない教員に対する特別支援教育の理解啓発・普及を目的としたリーフレットを作成し情報発信の充実を図る。

また、その中で、障害のない子どもやその保護者への障害に関する理解啓発に関する内容を扱う。

（発達障害教育に関する理解啓発活動）

発達障害の子どもの指導及び支援体制の充実を図るため、発達障害のある子どもの教育について、インターネットを通じて、教員や保護者の一層の理解促進を図るとともに、教育委員会等と連携した指導者養成や専門性向上の取組、福祉等の関係機関との連携による理解啓発の取組を行う。

イ 幼稚園等、小・中学校、高等学校等の教員、保護者等に対して、発達障害のある子供の教育に関する基本的な知識、具体的な指導・支援の方法等、有用なコンテンツの整備を進める。また、国立障害者リハビリテーションセンター発達障害情報・支援センターと連携し、全てのライフステージにおいて切れ目のない支援が行われるよう情報提供の充実を図る。これらを通して、発達障害教育推進センターのウェブサイトについて、毎年度、年間10万件以上の訪問者数を確保する。

ロ 教育委員会や特別支援教育センター等と連携した指導者養成や専門性向上の取組を通じて、発達障害のある子どもの教育の充実を図る。また、福祉等の関係機関との連携を通して、地域における支援体制構築の促進を図る。さらに、文部科学省や厚生労働省、保護者団体等の関係機関と連携した事業を実施する。

(支援機器等教材に関する理解啓発活動)

幼稚園等、小・中学校、高等学校及び特別支援学校において、特別支援教育における支援機器等教材を広く普及させるため、研究所のiライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室を計画的に整備するとともに、支援機器等に関する情報を特別支援教育教材ポータルサイトに掲載し、ホームページ上で活用できるように情報提供する。

【実績】

○ 教育関係者はじめ国民への幅広い理解啓発・理解促進の活動の推進

(教育委員会・学校・教員・国民への幅広い理解啓発活動)

イ 研究所セミナーの充実並びに研究所公開等

研究所セミナーを毎年度2月～3月の時期に東京で開催し、特別支援教育に関する教育現場等関係機関との情報共有及び研究成果の普及を行った。参加者に実施したアンケートでは、令和3年度の研究所セミナーでは、98.0%、令和4年度の研究所セミナーでは、97.9%、令和5年度の研究所セミナーでは、99.2%、令和6年度の研究所セミナーでは、97.9%の参加者が有益な情報が得られたと回答した。

また、久里浜特別支援学校をはじめとする特別支援学校等とも連携し、国民に対し研究所公開や活動成果の展示等の取組を毎年度行った。研究所公開に際して、来所参加者に実施したアンケートでは、令和3年度の公開では、88.6%、令和4年度の公開では、96.7%、令和5年度の公開では、96.6%、令和6年度の公開では、95.1%の参加者から、「非常に満足した」「やや満足した」との回答を得た。

ロ 教育委員会・教育センター等と連携したセミナー

地域における特別支援教育の理解啓発を図るため、特別支援教育推進セミナーを令和3年度以降、毎年度3回ずつオンラインで開催した。令和6年度より、有識者の意見を踏まえ、ブロック外の教育関係者等へも積極的に広報を行い、ブロック外からの参加も増加した。参加者へのアンケートから「大

変有意義（満足）であった」「有意義（やや満足）であった」と回答いただいた方が令和3年度九州ブロック95.3%（228名参加）・中国ブロック99.0%（293名参加）・北海道・東北ブロック92.4%（319名参加）、令和4年度関東甲信越ブロック96.0%（217名参加）・近畿ブロック93.6%（144名参加）・東海北陸ブロック95.7%（119名参加）令和5年度中国・四国ブロック99%（170名参加）・北海道・東北ブロック99%（130名参加）・九州ブロック97%（235名参加）令和6年度近畿ブロック100%（337名参加）・関東甲信越ブロック98.9%（302名参加）・東海北陸ブロック100%（192名参加）であった。5年間の合計参加者数は2,686名であり、第5期中期計画期間中に3,000名を超える関係者に参加いただける見込みである。4年間の満足度の平均は、97.2%である。

ハ 特別支援教育の理解啓発・普及を目的としたリーフレットの作成と発信

第5期中期計画期間においては、全所的な協力を得て、令和4年度8月より、小・中・高等学校等において経験の少ない教員に向け、「特別支援教育リーフ」を作成、発行した。収集した情報内容を踏まえ、特別支援教育に関する理解・啓発に関する基礎的な内容や教育現場に必要な実践に関わる内容を整理し、コンパクトにまとめたリーフレットを35種類作成・発行する予定である。また、主務大臣から御指摘いただいたパラリンピックやデフリンピックを題材とした児童生徒や教職員の障害理解に資する内容の特別支援教育リーフも令和7年度中に発行する予定である。

（発達障害教育に関する理解啓発活動）

○ 発達障害教育に関する理解啓発活動

イ 「発達センターWeb サイト」、「発達障害ナビポータル」からの情報提供

発達障害教育推進センターのWeb サイトは、発達障害に関する国の動向や地方自治体における発達障害に関する新しい情報を収集して、付箋メニュー部分など随時内容の更新に努めるとともに、利用者にわかりやすく情報提供ができるように、トップページの一部のメニューをシンプルにするなど工夫した。年間の訪問者数は、R3年度が215,700件、R4年度が323,595件、R5年度が316,530件、そしてR6年度が400,656件となり、中期目標の指標である年間10万件の指標を大きく上回り、初めて年間40万件を超えた。

○ 発達障害教育推進センターのWeb サイトからの情報提供等の充実について検討

通常の学級における発達障害教育に関する情報提供等の充実に向けて、発達障害のある児童生徒に関わる有識者、学校関係者等による検討会議で検討し、発達障害教育推進センターのWeb サイトからの情報提供等について、新規コンテンツを追加する改善の方向性を取りまとめた。通常の学級における発達障害等の支援に役立つ情報提供ができるように、次年度にWeb サイトを大幅にリニューアルをする体制と計画を整えた。

厚生労働省と文部科学省の協力の下、国立障害者リハビリテーションセンター（発達障害情報・支援センター）と国立特別支援教育総合研究所（発達障害教育推進センター）の両センターが共同で運用する「発達障害ナビポータル」は、継続して充実と改善を図ることで、アクセス数の増加につながった。「発達障害支援の地域連携に係る合同会議」の収録映像の公開、そして発達障害のある本人やその家族向けの情報検索ツール「ココmite（KOKOMITE）」において医療機関情報の公開や「発達障害に関

する外国人保護者向けパンフレット」を「やさしい日本語」を含めて 25 の言語で公開するなどを設定して、多様なニーズへの対応を含む情報普及システムの向上を図ることができた。

ロ 発達障害教育実践セミナー等の開催

1) 発達障害教育実践セミナー

「通常の学級における発達障害教育の充実に向けた展望と人材育成」をテーマに、都道府県・指定都市の教育委員会及び教育センターの研修担当の指導主事等を対象に開催した。なお、当日プログラムのパネルディスカッション及び取組紹介は、YouTube ライブ配信により、全ての市町村教育委員会の研修担当の指導主事等に公開した。

全国の都道府県・政令指定都市教育委員会及び教育センター等から Zoom ミーティングで 116 件、YouTube ライブ配信で 126 件の接続があった。実施後のアンケートでは、本セミナーが有意義であったとする肯定的な評価は 98.6%であった。午後の情報交換の参加対象とした都道府県・指定都市教育委員会及び教育センター67 自治体のうち、教育委員会及び教育センターの両方、又は教育委員会又は教育センターのどちらかが参加したのは 56 自治体で参加率は 83.6%であった。なお、事後にオンデマンドでの配信を行い、当日用務が重なって参加できなかった対象者が視聴できるように、参加対象としたすべての都道府県・指定都市教育委員会及び教育センターに案内をした。

また、参加者を限定しない発達障害教育基礎セミナーを、初めてオンラインで開催した。当日の Zoom ウェビナーの参加申し込みは、上限の 450 名を上回り、YouTube のオンデマンド配信を含めると 2,000 名を超える申し込みと視聴数を得た。通常の学級の指導支援に携わる教職員のニーズに応えるセミナーの開催が実現できた。

2) 世界自閉症啓発デーイベント

当研究所も共催団体として参画している日本実行委員会により、自閉症を含む発達障害に関する理解を広めることを目的として「世界自閉症啓発デー」を開催した。この取り組みは令和 3 年度から継続して取り組まれており、当研究所は実行委員会の中で情報発信の役割を担ってきた。令和 6 年度も Web サイトや SNS の情報発信の役割を担うと共に、4 月 2 日の東京タワーライトアップイベントの点灯式に参加した。そして令和 6 年度は、4 月 2 日の東京タワーライトアップ点灯式や Web サイト等の役割を担い、厚生労働省、文部科学省、関係団体との連携による啓発活動を実施した。

（支援機器等教材に関する理解啓発活動）

i ライブラリー（教育支援機器等展示室）や発達障害教育推進センター展示室、あしたの教室（ICT 活用実践演習室）を計画的に整備し、学校、大学、海外等からの見学者も受け入れてきた。

i ライブラリーに軟骨伝導集音器や音声ペン等を新たに展示し、参観者に広く情報提供を行った。軟骨伝導集音器については、横須賀市内の特別支援学校（聴覚障害）児童生徒にも体験してもらい、その効果についても検証を行った。また、「特別支援教育教材ポータルサイト」にも新しく展示した教材・支援機器について情報を入れ込み、使い方の動画も視聴できるようにした。さらに都道府県の教育センター等の特別支援教育に関する教材ポータルサイトに紹介されている教材・支援機器についても了承の上、研究所の特別支援教育教材ポータルサイトでも視聴できるようにした。

《中期目標》

(2) インクルーシブ教育システム構築の国際的動向の把握と海外の研究機関との研究交流の推進
我が国におけるインクルーシブ教育システムの構築に資するため、諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、公表すること。

また、海外の特別支援教育の研究機関との交流を図り、研究の充実を図るとともに、国際的なシンポジウム等を開催し、広く情報の普及を図ること。

【指標】

- ・中期目標期間終了までに、7 か国以上の諸外国のインクルーシブ教育システム構築の動向を把握し、情報発信するとともに、海外の研究機関とのシンポジウムやセミナー等を開催する。

(実績値：平成 28 年度 8 か国、平成 29 年度 8 か国、平成 30 年度 6 か国、令和元年度 6 か国、令和 2 年度 7 か国)

【中期計画】

イ 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を計画的に把握する。

特に、我が国のインクルーシブ教育システムの推進において参考となるよう中期目標期間終了までに、7 か国以上の諸外国の動向や取組について、収集・整理し、研究所のホームページ等での公表を行う。

ロ 海外の特別支援教育の研究機関からの研究員の受入れや研究職員の派遣及び共同協議会等を行い、研究交流の促進を図るとともに、特別支援教育に関する国際シンポジウム等を定期的に行い、広く教育関係者等への情報の普及を図る。

また、海外からの視察・見学を積極的に受け入れ、情報の提供を行う。

【実績】

イ 諸外国のインクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向について計画的に把握し、令和 3 年度は 7 か国、令和 4 年度以降は毎年 8 か国の動向や取組を収集・整理した。

把握した海外情報については、毎年度、『特総研ジャーナル』に『諸外国におけるインクルーシブ教育システムに関する動向』として報告し、当研究所のホームページに掲載した。また、当研究所における特別支援教育専門研修の各期において、「諸外国における障害のある子供の教育」として、障害者の権利に関する条約、諸外国のインクルーシブ教育の動向と状況などについて、最新の調査を踏まえた講義を行った。さらに、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課等に情報提供した。インクルーシブ教育システムの構築に係る最新動向を把握した国は以下のとおりである。

- ・令和 3 年度：アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、韓国（7 か国）

- ・令和 4 年度以降：アメリカ、イギリス、オーストラリア、スウェーデン、ドイツ、フィンランド、韓国、フランス（8 か国）

ロ 海外の特別支援教育の研究機関のうち、韓国国立特殊教育院とは、令和 3 年度以降、毎年「日韓

特別支援教育協議会」を実施し、研究所から韓国に研究職員等を派遣したり、韓国国立特殊教育院や韓国教育部から研究職員等を受け入れたりして研究交流を促進した。

日韓特別支援教育協議会の開催方法とテーマは以下のとおりである。

- ・令和3年度：オンラインで開催。テーマは「両国のインクルーシブ教育システムの現状と課題」。
- ・令和4年度：研究所で開催。テーマは「日韓における教育課程に係る政策」。
- ・令和5年度：韓国国立特殊教育院で開催。テーマは「通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮」及び「デジタル教育に向けた韓国の旅程」。
- ・令和6年度：研究所で開催。テーマは「共生社会の実現に向けた障害理解教育の取組」。

フランス国立インクルーシブ教育高等研究所とは、平成27年3月に研究協力や交流に関する協定を締結していたが、令和7年3月に協定を再締結し、研究交流を一層進めていく基盤を築いた。

特別支援教育に関する国際シンポジウム等については、令和5年度及び令和6年度にJICAからの依頼で実施したアジア・アフリカの国々の訪問対応において、当研究所職員が日本の特別支援教育について情報提供するとともに、参加者全員から自国の特別支援教育やインクルーシブ教育システム構築の現状と課題について資料提出と報告を依頼するなど、シンポジウム形式で話題提供と協議を実施した。

令和5年度（令和6年3月）広島国際会議場において、広島大学と当研究所の共催により、米国、フィンランド、ユネスコの研究者等の参加により『広島大学・国立特別支援教育総合研究所共同シンポジウム ダイバーシティ&インクルージョンから築くウェルビーイングの未来～人間の幸福と持続可能な成長を実現できる共生社会の形成に向けて～』を実施した。

令和5年度及び令和6年度の日韓特別支援教育協議会における韓国国立特殊教育院と当研究所との話題提供と協議の模様をオンラインで日本及び韓国の特別支援教育関係者に配信し、普及を図った。

海外からの視察や研修については、令和3年度と令和4年度は新型コロナウイルスの影響があり、視察や研修の希望は少数であったが、令和5年度以降、希望が増加し積極的に受け入れた。

各年度の受け入れ状況は以下のとおりである。

- ・令和3年度：1か国、1人
- ・令和4年度：視察や研修の希望なし
- ・令和5年度：32の国や地域、123人
- ・令和6年度：18か国、27人

《中期目標》

（３）自治体や学校が直面する課題の解決に関する支援や情報発信

① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援

我が国のインクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を進め、研究所がその成果を他の地域にも還元すること。成果については、広く一般にも活用されるよう方法を工夫し、国及び各都道府県・市町村等に幅広く提供すること。

また、インクルーシブ教育システムの構築（障害者差別解消法への対応を含む。）に係る各都道府県・市町村・学校からの相談に対する支援の充実を図ること。

さらに、全国特別支援教育センター協議会が全国におけるインクルーシブ教育システム構築において重要な役割を果たすよう、その取組を支援すること。得られた知見については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国にも提供すること。

【指標】

- ・都道府県・市町村から派遣された職員と地域の課題解決に向けた取組を、中期目標期間中に 30 件以上実施する。
- ・地域のインクルーシブ教育システム構築のために、各都道府県・市町村からの相談支援の充実を図るとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を 80%以上確保する。

② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実

インクルーシブ教育システムの構築に向けて、各都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資するため、インクルーシブ教育システム構築支援データベースの充実を図るとともに、特別支援教育センター等の関係機関と連携しながら、各学校への周知を行い、活用を促すこと。また、閲覧者の利便性をより向上させたデータベースとすること。

【指標】

- ・インクルーシブ教育システム構築支援データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年 2 万 5 千件を確保する。
（実績値：平成 28 年度 2 万件、平成 29 年度 1 万 8 千件、平成 30 年度 2 万 4 千件、令和元年度 3 万 2 千件）

③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

校長会、教育委員会、教育センター等関係団体と連携した学校への情報提供を充実し、効率的・効果的な特別支援教育に関する情報の普及を図ること。また、要請に応じ講師派遣を行うなど、各都道府県等における特別支援教育の施策推進を支援すること。

日本人学校に対して、関係機関と連携を図りながら、保護者も含めた関係者への情報発信を行う

とともに、教育相談支援等を必要に応じて行うこと。

【指標】

- ・毎年度、日本人学校に赴任する派遣教員には研修会を通して、海外駐在予定の保護者等には相談会を通して情報提供を行うとともに、日本人学校に対し、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年 15 回程度）に実施する。

【中期計画】

① インクルーシブ教育システムの構築に向けた都道府県等への支援

イ インクルーシブ教育システムの構築に関する都道府県や市町村の課題の解決を図るための取組について、派遣された職員と研究所職員が連携・協働して事業を推進する。本事業を中期目標期間中に30件以上実施するとともに、研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度調査し、有意義であったとの回答を80%以上確保する。

上記の取組の成果については、地域における報告会や協議会の開催等を通じて広く一般にも普及を図るとともに、成果をまとめたリーフレットの作成等を通して、他の都道府県・市町村等にも普及を図る。

ロ 都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの推進に係る相談に対応するとともに、研修会等への講師派遣や専門的な知見の提供等、取組の支援を行う。また、全国特別支援教育センター協議会の会員による共同研究等、地域が協働して行う取組を支援する。これらの相談内容や取組については、国における政策立案にも資するよう、関係者のプライバシーに配慮しつつ、国に提供する。

【実績】

イ インクルーシブ教育システムの構築に関する都道府県や市町村の課題の解決を図るための取組である「地域支援事業」を毎年実施し、参画自治体の職員と研究所職員が連携・協働して事業を推進した。本事業を中期目標期間中に30件以上実施する計画のところ、令和6年度までの4年間に57件実施した。

各年度の実施件数と参画自治体は以下のとおりである。

- ・令和3年度：13件

参画自治体：札幌市、神戸市、北海道芽室町、岩手県釜石市、栃木県鹿沼市、神奈川県相模原市、神奈川県葉山町、神奈川県横須賀市、長野県須坂市、静岡県袋井市、愛知県田原市、大阪府箕面市、福岡県筑前町

- ・令和4年度：13件

参画自治体：長野県、札幌市、岩手県釜石市、栃木県鹿沼市、栃木県さくら市、栃木県下野市、神奈川県厚木市、神奈川県葉山町、長野県須坂市、長野県飯田市、愛知県犬山市、大阪府箕面市、鹿児島県鹿屋市

- ・令和5年度：16件

参画自治体：栃木県、山梨県、広島県、宮崎県、沖縄県、名古屋市、岩手県一戸町、岩手県宮古市、栃木県下野市、埼玉県鴻巣市、埼玉県吉川市、東京都豊島区、長野県飯田市、愛知県犬山市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県枕崎市

・令和6年度：15件

参画自治体：青森県、栃木県、山梨県、広島県、宮崎県、沖縄県、名古屋市、北海道赤平市、岩手県一戸町、岩手県宮古市、東京都豊島区、神奈川県秦野市、鳥取県鳥取市、鹿児島県阿久根市、鹿児島県枕崎市

本事業における研究所の支援が有意義であったかどうかを毎年度末に参画自治体に調査したところ、毎年度、すべての参画自治体（100%）から「有意義であった」との回答を得た。

本事業の成果については、研究所が主催する「特別支援教育推進セミナー」において参画自治体（令和5年度は岩手県釜石市、令和6年度は山梨県）が、地域及び全国に報告した。また、本事業の令和6年度報告会をオンラインで公開したところ、全国91自治体から参加があり、成果を普及した。さらに、各年度の成果を『地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進』としてまとめ、文部科学省及び全国の都道府県・市区町村教育委員会に送付し普及を図った。

ロ 都道府県等におけるインクルーシブ教育システムの推進に係る相談については、地域支援事業を通じて実施したり、インクルーシブ教育システム推進センターへのメールによる相談に対応したりした。都道府県等からの依頼があった際にインクルーシブ教育システム推進に関する研修会等への講師派遣や専門的な知見の提供等、取組の支援を行った。

これらの相談内容や取組については、地域支援事業の報告会に文部科学省特別支援教育課特別支援教育調査官に出席していただいたり、文部科学省特別支援教育課に対して『地域支援事業報告書 地域におけるインクルーシブ教育システムの推進』を送付したりして、国に提供した。

また令和6年度に神奈川県教育委員会、岩手県総合教育センター、神奈川県立総合教育センター及び山梨県総合教育センターと当研究所の共同により、高等学校に在籍する知的障害のある生徒や学業・生活上の困難を抱える生徒に対する指導・支援の現状と課題に関する調査を実施し、自治体における先進的な取組事例や支援方法の情報を収集することができた。

【中期計画】

② インクルーシブ教育システムの構築に向けて、都道府県・市町村・学校が直面する課題の解決に資する情報発信の充実

イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースについて、特別支援教育センター等の関係機関と連携して幼稚園等、小・中学校、高等学校等での周知と活用を促すとともに、より閲覧者の利便性を向上させたデータベースとする。また、データベースの各都道府県・市町村・学校等での活用を促し、事例のダウンロード件数について毎年度、年間2万5千件を確保する。

【実績】

イ インクルーシブ教育システム構築支援データベースについては、特別支援教育センター等を通じて周知と活用を促すとともに、令和4年度から毎年「インクルDBセミナー」をオンラインで開催し、毎年1000名以上の申し込みを得て幼稚園等、小・中学校、高等学校等や、都道府県・市町村への周知と活用を促した。

閲覧者の利便性を向上するため、令和4年度にインクルDBのサーバーを更新するとともに、令和5年6月にインクルDBのシステムを更新し、事例のダウンロードを容易にしたり、反応速度を速くしたりするなどした。また、令和5年度には、香川大学との連携で「医療的ケア児の保育・幼児教育実践事例集」を掲載したり、令和5年度と令和6年度にはインクルDBを活用した教育委員会の研修事例を掲載したりしてコンテンツの充実を図った。

事例のダウンロード件数については、令和3年度は目標に届かなかったが、令和4年度以降「年間2万5千件」の目標を確保した。特に、令和5年度以降は飛躍的にダウンロード数が増加した。各年度の事例のダウンロード数は以下のとおりである。

- ・令和3年度：22,459件
- ・令和4年度：25,102件
- ・令和5年度：80,335件
- ・令和6年度：118,917件

【中期計画】

③ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

- イ 校長会や教育委員会、特別支援教育センター等との関係強化を図り、関係団体が主催する各種会議等を活用して、効率的・効果的に特別支援教育に関する情報を普及する。
- ロ 都道府県等教育委員会・特別支援教育センター等が実施する研修会及び大学の公開講座等への講師の派遣（会場に訪問せずインターネットを介して行うもの等を含む）を通して、教員の専門性の向上に貢献するとともに、研究成果の普及や広報活動を計画的に進める。
- ハ 日本人学校に対して、特別支援教育に関する情報提供を定期的（年15回程度）に実施し、関係者への情報発信を行うとともに、日本人学校を通して教員や保護者からの相談に対応し、支援する。また、文部科学省と連携し、日本人学校への遠隔指導に関する取組を行うとともに、日本人学校等在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会や保護者等への相談会において、情報提供を行う。

【実績】

○ 関係団体等との連携による学校支援及び日本人学校への相談支援

【関係団体等との情報提供】

イ 関係団体等との情報提供

毎年度当初に校長会・関係機関・関係団体事務局等を訪問して、主催する総会及び研究協議会等の年間計画を把握し、戦略的に特別支援教育に関する情報及び研究所の研究成果、研究所が開催するセミナー等の情報提供を行った。また、年間を通し、校長会・関係機関・関係団体事務局が開催する研修会等で教育現場のニーズを把握する共に、特別支援教育リーフや終了課題の研究リーフレット等を適切に情報提供した。

ロ 大学等の公開講座等への講師派遣

都道府県等教育委員会や特別支援教育センターなどが実施する教員の専門性向上を目的とした研修会および大学の公開講座等への講師（インターネットを介して行うものも含む）を関係団体の要請に基づき派遣した。令和3年度は延べ382名、令和4年度は延べ316名、令和5年度は319人、令和6年度は376名を派遣した。また、研修講義等の内容に応じた研究成果の普及や広報活動も計画的に行った。大学等における教育参画については、非常勤講師として、令和3年度は29大学から46件、令和4年度は28大学から32件、令和5年度は25大学から34件、令和6年度は20大学から23件の依頼を受け、講義を実施した。このほか、大学からの依頼による研究協議・シンポジウムでの発表や、大学のセミナーにおける特別支援教育の最新の動向・モデル事業の紹介、(独)教職員支援機構(NITS)の教職員中央研修への講師派遣1件、(独)日本学生支援機構(JASSO)への講師派遣1件を実施した。

ハ 日本人学校等への情報提供と支援

日本人学校含む在外教育施設に対して国立特別支援教育総合研究所の研究成果や動画コンテンツに関するリーフレット等の特別支援教育に関わる情報提供を行った。令和3年度に15回、令和4年度に15回、令和5年度に17回、令和6年度に17回、在外教育施設に情報を発信した。また、日本人学校等の教員及び関係者から紹介された保護者に対しても、令和3年度に17件、令和4年度に21件、令和5年度に10件、令和6年度に8件の相談対応を実施し、支援を行った。

さらに、令和3年度より、日本人学校における遠隔支援コンサルテーションにも参画し、令和3年度には北京日本人学校とハノイ日本人学校が、令和5年度にはソウル日本人学校、ホーチミン日本人学校、クアラルンプール日本人学校が、令和6年度にはグアム日本人学校が研究協力校として、筑波大学附属大塚特別支援学校、埼玉大学教育学部附属特別支援学校、横浜市立日野中央高等特別支援学校、筑波大学附属久里浜特別支援学校が研究協力機関と遠隔支援コンサルテーションを実施した。定期的に遠隔支援コンサルテーションに参加し、助言を行った。

オンライン形式を活用し、合同研修会や日本人学校特別支援教育コーディネーター勉強会などでも助言を行った。さらに、日本人学校の校長を対象とした研修会の講師を務めるほか研修会の企画にも参画した。加えて、在外教育施設に赴任する教員（管理職等）の研修会等についても、令和3年から令和6年までの間に講師として参加し、特別支援教育等に関わる情報提供を行った。

《中期目標》

IV 業務運営の効率化に関する事項

1. 業務改善及び業務の電子化の取組

業務運営に当たっては、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）を踏まえ、現在の業務プロセスを調査・分解し、問題点を明らかにした上で、業務プロセスそのものの再構築を図ること。

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、複数年契約等による調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ること。

中期目標期間中、退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度につき、対前年度比一般管理費1%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図ること

契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行うこと。

また、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内や申し込みのオンライン利用の推進など、電子化できる業務の洗い出し及び取組の検討を行い、業務の効率化につなげること。なお、デジタル技術の利活用に当たっては、デジタル化自体を目的とするのではなく、デジタル化によって組織を変革し、新たな価値を創造するデジタルトランスフォーメーション（DX）を意識することとする。

【中期計画】

1. 業務改善及び業務の電子化の取組

運営費交付金を充当して行う業務については、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図ることとし、経費縮減の余地がないか自己評価を厳格に行ったうえで、適切に見直しを行う。

退職手当、特殊要因経費を除き、毎事業年度において、対前年度比で管理経費1%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図る。

また、契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき、毎年度研究所の調達等合理化計画を策定・公表し自己評価する取組を着実に実施する。

さらに、調達等に当たっては、複数年契約を推進し、業務運営の合理化・効率化を図る。

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」（令和3年12月24日デジタル大臣決定）にのっとり、情報システムの適切な整備及び管理を行う。

加えて、業務の実施に当たっては、電子決裁の推進や、研修の案内・申し込みのオンライン利用の推進などを進める。

【実績】

- 毎年度、事業の重点化、管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保、個々の業務の予算管理の徹底、調達等合理化の取組等により業務運営コストの縮減を図るなど、以下の取組により業務運営コストの削減を図った。

ア 事業の重点化

中期目標に基づく中期計画及び年度計画等に定める業務を推進するため「予算編成方針」を策定し、当該方針に基づき予算編成を行い、事業の効率化・重点化を図った。

イ 管理部門の簡素化、効率的な運営体制の確保

所内委員会等の改廃を進め、職員の負担軽減を図るとともに、組織横断的に取り組む業務についてはワーキングチームを編成するなど、柔軟な組織体制の運用を図り、効率的な業務運営に努めた。

ウ 予算管理の徹底

中期計画、年度計画に即した適切な執行と予算管理の徹底を図るため、四半期ごとに予算執行状況を把握した。また、予算執行状況を踏まえたうえで、補正予算の編成を行うとともに、「予算の早期執行及び財務会計システムの運用について」を所内に通知し、予算の有効活用、早期執行等について周知した。

エ 調達等合理化の取組

(ア) 令和3年度における取組

複合機の契約について、賃貸借、メンテナンス、トナーを別々に契約していたものについて、情報出入力に関するサービスとして一体で調達することにより、これらに要する費用を前年に比べて36千円削減した。このほか、節電の要請、会計システムによる事項ごとの予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所内各種会議におけるタブレット端末の活用等によるペーパーレス化を推進し、業務運営コストを縮減するための活動を継続している。

入札への誘引や入札参加資格要件の緩和などにより、より多くの業者が入札に参加したことにより、警備業務、電気料金等の契約額が前年度に比べ817万円抑制した。

(イ) 令和4年度における取組

ウクライナ情勢による物価高騰で様々な調達案件にその影響が及んでいる中、節電の励行、会計システムによる事項ごとの予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所内各種会議におけるタブレット端末の活用等によるペーパーレス化の推進や、入札への誘引や入札参加資格要件の緩和などにより、より多くの業者が入札に参加できるよう配慮することをもって、業務運営コストを縮減するための活動を継続している。

(ウ) 令和5年度における取組

近年の物価高騰で様々な調達案件にその影響が及んでいる中、節電の励行、会計システムによる事項ごとの予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所内各種会議におけるシンクライアント端末の活用等によるペーパーレス化の推進や、入札への誘引や入札参加資格要件の緩和などにより、より多くの業者が入札に参加できるよう配慮することをもって、業務運営コストを縮減するための活動を継続してきた。

4法人（当研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構）連携の枠外ではあるが、更なる業務運営コストの縮減を目指し、

当研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構の3法人間で共同調達に関する協定書を締結し、令和6年度からのPPC用紙の共同調達に向けて事務手続きを完了したところである。

また、財務会計システムの保守契約について、これまで単年度契約を締結していたところ、4年間の複数年契約を締結することで今後の人件費等の物価上昇による値上がりリスクを軽減し、業務運営コストの増加抑制につながる工夫を行ったところである。

(エ) 令和6年度における取組

近年の物価高騰で様々な調達案件にその影響が及んでいる中、節電の励行、会計システムによる事項ごとの予算管理の実施、旅費等の支払通知の電子メール化、所内各種会議におけるシンクライアント端末の活用等によるペーパーレス化の推進や、入札への誘引や入札参加資格要件の緩和などにより、より多くの業者が入札に参加できるよう配慮することをもって、業務運営コストを縮減するための活動を継続してきた。

4法人（当研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構）連携の枠外ではあるが、当研究所、国立研究開発法人海洋研究開発機構、国立研究開発法人水産研究・教育機構の3法人間でPPC用紙の共同調達を実施に関する協定書を締結し、令和6年度からのPPC用紙の共同調達を実施したところである。

また、定期刊行物及びNHK受信契約数の見直しを行い、コスト削減を行った。

このほか、ガスの供給について、これまで単年度契約を締結していたところ、2年間の複数年契約を締結することで、毎年継続して同様に行う入札、契約に伴う煩雑な事務の回数が減ることになり、契約事務の効率化、コストの削減につながる工夫や、電気の供給についても、近年一者応札が続いていたが、仕様書の見直しを行い、参加要件の見直しを行ったことで、入札参加者が複数になり、契約金額の抑制につながる工夫を行ったところである。

- 当研究所では平成13年度に独立行政法人化されて以降、運営に当たっての基幹財源である運営費交付金が逡減される厳しい財政状況のもと、我が国唯一の特別支援教育のナショナルセンターとして、研究所一丸となって一般管理費等の削減に鋭意取り組んできたところである。これらの取り組みを通して、管理経費3%以上、業務経費1%以上の業務の効率化を図っている。各年度における取組は以下のとおりである。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一般管理費対前年度比	△1.6%	△5.3%	△1.4%	△1.6%
業務経費対前年度比	△1.2%	9.3%	△1.3%	△1.1%

ア 令和3年度における取組

警備業務、電気料金等の支出額が減少したことによる。

イ 令和4年度における取組

この主な要因は、事業活動について新型コロナ禍以前の活動強度へと再開させつつあったことや、光熱水料費の電気及びガスの単価増の影響によるものである。

ウ 令和5年度における取組

災害時等におけるレジリエンス、持続可能性を確保しつつ、また、電力料金単価の恒常的な高止まりにも対応できるよう、使用電力量の削減を目指し、所内の全照明設備についてLED化を図ることとして次年度以降の整備目標を策定するとともに、経費削減で捻出した財源を活用し、前倒しで一部整備を実施した。これら計画を着実に推進することで、固定経費である今後の電力使用料の更なる削減が期待できるところである。併せて、太陽光発電設備の今後の導入を検討するため、同設備について先進的な取組（PPA 事業※需要家が初期費用ゼロで太陽光発電設備や蓄電池を導入可能なサービス）を実践している国立大学法人宮崎大学を視察し、導入のための知見等について情報収集を行った。

さらには、これまで外部委託していた環境整備のための所内敷地の草刈業務について、刈払機講習を受講した職員で行うなど、一部内製化するとともに、所内敷地に所在する樹木剪定に当たっては、業者と交渉し、夏季と冬季の年2回、当該業者主催の剪定実技講習会場として所内敷地を提供することで、剪定を無償で行っていただくなど、経費削減のための工夫に取り組んだ。

また、施設設備整備については、事後保全から予防保全による維持管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握と修繕に努めた。

廃棄物処理に当たっても、増加傾向にある処理経費の削減を図るため、所内廃棄物について分別がなされていないことが判明した場合には、所内主要会議で徹底的に分別指導・周知を行うことで、経費削減に向けた意識改革を推進した。

エ 令和6年度における取組

災害時等におけるレジリエンス、持続可能性を確保しつつ、また、電力料金単価の恒常的な高止まりにも対応できるよう、使用電力量の削減を目指し、引き続き所内の全照明設備についてLED化を図り、経費削減で捻出した財源を活用し、前倒しで一部整備を実施した。これら計画を着実に推進することで、固定経費である今後の電力使用量を前年比4.6%の減を達成したところである。併せて、太陽光発電設備の今後の導入に向けて、設置候補地の地盤調査や周辺整備を進め、導入のための基礎整備を行った。

さらには、これまで外部委託していた環境整備のための所内敷地の草刈業務について、職員で行うなど、一部内製化するとともに、所内敷地に所在する樹木剪定に当たっては、業者と交渉し、夏季と冬季の年2回、当該業者主催の剪定実技講習会場として所内敷地を提供することで、剪定を無償で行っていただくなど、経費削減のための工夫に取り組んだ。

また、施設設備整備については、事後保全から予防保全による維持管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握するとともに、財務課内に樹木管理ワーキングを新たに設置しワーキングメンバーで年2回（春・秋）敷地内を巡回し、倒壊の可能性のある樹木の見極め調査を行い、本調査に基づき、伐採等の所要の対応を取ることとで、倒木の未然防止に努めた。

- 当研究所の事務・事業の特性を踏まえ、PDCA サイクルにより、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化に取り組むため、平成 27 年度以降毎年、調達等合理化計画を策定している。また、この計画は、毎年、監事及び外部有識者によって構成する契約監視委員会が策定しているほか、同委員会が前年度実績の点検を行い公表している。各年度の契約状況は以下のとおりである。

各年度契約状況

	令和 3 年度		令和 4 年度		令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	23件 (76.7%)	110百万 (90.9%)	37件 (84.1%)	502百万 (89.8%)	21件 (80.8%)	199百万 (80.5%)	15件 (83.3%)	148百万 (96.2%)
競争性のない随意契約	7件 (23.8%)	11百万 (9.1%)	7件 (15.9%)	57百万 (10.2%)	5件 (19.2%)	48百万 (19.5%)	3件 (16.7%)	6百万 (3.8%)
合計	30件	121百万円	44件	559百万円	26件	248百万円	18件	154百万円

ア 令和 3 年度における取組

競争性のない随意契約は、水道契約 1 件、財務会計システムなどの保守契約 4 件、論文データベース契約 1 件及び VPN 接続改修契約の計 7 件であり、これらについては他に供給できる業者が存在しないためである。なお、競争性のない随意契約については、調達等合理化検討会、内部統制推進会議の点検及び契約監視委員会の審査を受けている。

イ 令和 4 年度における取組

競争性のない随意契約は、水道契約 1 件、手話通訳・要約筆記契約 1 件、ファイアーウォール保守契約 1 件、論文データベース契約 1 件、財務会計システムハードウェアクラウド移行契約 1 件、電子計算機システム一式（再リース）契約 1 件、インクルDBクラウド移行及びソフトウェアアップデート契約 1 件の計 7 件であり、これらについては他に供給できる業者が存在しないためである。なお、競争性のない随意契約については、調達等合理化検討会、内部統制推進会議の点検及び契約監視委員会の審査を受けている。

ウ 令和 5 年度における取組

競争性のない随意契約は、水道契約 1 件、手話通訳・要約筆記契約 1 件、会場借料契約 1 件、情報基盤システムサービスユーザー追加契約 1 件、図書業務システム契約 1 件、の計 5 件であり、これらについては他に供給できる業者が存在しないためである。なお、競争性のない随意契約については、調達等合理化検討会、内部統制推進会議の点検及び契約監視委員会の審査を受けている。

エ 令和 6 年度における取組

競争性のない随意契約は、水道契約 1 件、手話通訳・要約筆記契約 1 件、会場借料契約 1 件の計 3 件であり、これらについては他に供給できる業者が存在しないためである。なお、競争性のない随意契約については、調達等合理化検討会、内部統制推進会議の点検及び契約監視委員会の審査を受けている。

○ 業務の効率化及び電子化の取組等

コロナ禍を経て、テレワーク勤務時でも決裁業務が滞らないようメールによる決裁を可能としたり各種手続きにおける押印の廃止などを進めることに加え、人的資源に限られる中、セミナー等の申込やアンケートの実施にアプリケーションを積極的に導入し、業務の柔軟な見直しによる業務の効率化・コスト削減を進めてきた。さらに、業務の効率化やペーパーレス化を一層進めるため、電子決裁システムの導入について検討し、複数業者からのヒアリングや使用感の確認を踏まえて検証し、導入によって生じるランニングコストと削減が見込まれる人件費、消耗品費等を比較検討した結果、導入することに決定した。併せて、紙媒体で管理している出勤簿等についてもシステム導入による電子化を図ることに決めた。いれも令和7年度内に本格導入する予定で準備を進めている。

《中期目標》

2. 予算執行の効率化

業務達成基準による収益化の原則に基づいた、管理体制のもと、予算執行の効率化を進めること。

【中期計画】

2. 予算執行の効率化

業務達成基準による収益化の原則に基づき、中期目標の業務に応じて「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算と支出実績を管理し、予算執行の効率化を進める。

【実績】

- 毎年度、中期目標の業務に応じた「研究活動」、「研修事業」、「情報普及活動」の業務ごとに予算及び支出実績を管理し、四半期ごとの予算執行状況を把握するとともに、補正予算編成により予算の再配分を行い、予算執行の効率化を図った。

《中期目標》

3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人は、効果的・効率的な業務運営のために間接業務等を共同で実施し、その取組を一層推進する。

【中期計画】

3. 間接業務等の共同実施

「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）を踏まえ、研究所、国立青少年教育振興機構、国立女性教育会館、教職員支援機構の4法人において、効果的・効率的な業務運営のため間接業務等の共同実施の取組を一層推進する。

【実績】

- 当研究所の所在地が交通の利便性が高く無い地域であるなど、経済効率性を追求するには厳しい状況の中、更なる経費節減、業務効率化を目指し、これまで「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）を踏まえ、当研究所、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の 4 法人で、「物品の共同調達」、「間接事務の共同実施」、「職員研修の共同実施」について費用対効果及び効率化等の検証を行いつつ、鋭意取組みを推進してきているところである。

【物品の共同調達】

以下の品目について共同調達を実施した。

- ・ 蛍光灯【令和 3 年度～令和 4 年度】
- ・ 事務用品（ドッチファイル等）【令和 3 年度～】
- ・ 電気供給の調達に係る入札手続き【令和 3 年度～】
- ・ 電子書籍【令和 3 年度～】
- ・ 古紙溶解【令和 3 年度～】
- ・ 非常食【令和 3 年度～】

【間接事務の共同実施】

以下の業務について共同で実施した。

- ・ 予定価格作成に係る積算【令和 3 年度～】
- ・ 会計事務等の内部監査【令和 3 年度～】
- ・ 宿泊研修施設利用者の相互受入【令和 3 年度～】
- ・ 国立大学法人等職員採用合同説明会の共同運営及び採用広報の相互協力【令和 3 年度～】

【職員研修の共同実施】

以下の職員研修について共同で実施した。

- ・ 新規採用職員研修【令和 3 年度～】
- ・ 独立行政法人制度（法律、評価、会計等）研修【令和 4、6 年度】
- ・ 人事制度（労働法、ハラスメント防止、安全衛生管理）研修【令和 3、5、7 年度】
- ・ 階層別研修【令和 3、5、7 年度】
- ・ 専門研修／ダイバーシティ推進研修【令和 4、6 年度】
- ・ 各法人主催の研修会やセミナーへの受講機会の相互提供【令和 3 年度～】

《中期目標》

4. 給与水準の適正化

研究所の給与水準については、基本方針を踏まえ、国家公務員等の給与水準を十分に考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化を図るとともに、給与水準及びその合理性・妥当性を対外的に公表すること。

【中期計画】

4. 給与水準の適正化

給与水準については、「基本方針」を踏まえ、国家公務員の給与水準を十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、その適正化に取り組むとともに、給与水準及びその合理性・妥当性の検証結果や取組状況を公表する。

【実績】

- 役職員の給与規程は、国家公務員を対象とした「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」に準拠しており、国家公務員と同等の基準としている。また、国と異なる諸手当等は設けていない。

また、役職員の給与水準については、主務大臣より「給与水準の比較指標では国家公務員の水準未滿となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。」との検証結果を得ており、毎年度、当研究所ウェブサイトで公表している。

（参考）国家公務員と比較した給与水準（国家公務員を100とした場合、年齢勘案）

	事務・技術職員 (行政職(一))	研究職員 (研究職)
令和3年度	90.1	88.1
令和4年度	85.9	88.4
令和5年度	88.6	85.6
令和6年度	84.7	87.3

- 総人件費については、対前年度比で令和4年度9.3%減、令和5年度5.1%減となっており、主な要因は退職者不補充等による職員数の減少や退職手当の支給額の減少による。令和6年度は対前年比9.5%の増となったが、改正給与法に準拠した給与規程の改正等による給与支給額の増加、職員数の増加及び退職手当支給額の増加等によるものである。

（単位：千円）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
総人件費 (最広義人件費)	788,574	715,436	678,854	743,299

《中期目標》

V 財務内容の改善に関する事項

1. 自己収入の確保

国の政策動向に即応した機動的な研究の推進を図るとともに、研究の多様性を確保するため、組織として、積極的に競争的資金等の外部資金導入を図ること。また、受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保を図ること。

宿泊研修施設や体育館及びグラウンドについては、更なる利用促進に向けた取組を行い、稼働率の向上を図るとともに、定期的に料金を検証し、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

【中期計画】

1. 自己収入の確保

科学研究費をはじめ競争的資金等の外部資金の獲得を積極的に支援するとともに、研修員宿泊棟宿泊料等の受益者負担の適正化や他の独立行政法人の状況を踏まえながら、自己収入の確保に努める。

なお、中期目標期間を通じて、定期的に施設使用料等を検証するなど、自己収入の拡大を図るために必要な措置を講じる。

【実績】

- 障害のある子どもの教育のより一層の振興を図るため、令和2年度にNISE基金を開設し、広く国民からの寄附を募り、随時受け入れている。令和3年度から令和6年度の間、合計で40件、17,102千円の寄附を受け入れた。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
件数	10件	6件	8件	16件
金額	15,291千円	238千円	462千円	1,111千円

- 研究所では、国等の各種資金制度を活用し、競争的資金の獲得に努めることとしており、令和3年度～令和7年度まで採択件数はほぼ横ばいとなっている。

また、前中期目標期間から継続して理事長裁量経費により、科研費等の外部競争的資金の採択に向けた準備に資する経費を措置し、組織的に競争的資金の獲得に努めることにしている。科研費以外の民間等外部研究資金についても積極的な活用を目指し、所内向けポータルサイトに随時応募情報等を掲載している。

(科研費申請及び採択状況の推移)

	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率
新規	16件	8件	50%	17件	4件	24%	18件	4件	26%
新規＋継続	—	27件	—	—	25件	—	—	25件	—

交 付 額	33,150 千円			22,750 千円			15,000 千円
うち直接経費	25,500 千円			17,500 千円			11,400 千円
うち間接経費	7,650 千円			5,250 千円			3,600 千円
	令和 6 年度			令和 7 年度（4 月時点）			
	申請	採択	採択率	申請	採択	採択率	
新 規	19 件	6 件	32%				
新規＋継続	—	25 件	—	—		—	
交 付 額	18,460 千円			33,150 千円			
うち直接経費	14,200 千円			25,500 千円			
うち間接経費	4,260 千円			7,650 千円			

※参考：自己収入額の推移

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
自己収入額	35,243千円	13,520千円	16,548千円	25,752千円

※参考：科学研究費による研究の実施状況

研究種目	課題番号	研究課題名	研究代表者	直接経費 (千円)	研究期間
基盤研究 (B)	20H01702	企業ニーズを踏まえた発達障害学生のキャリア意思決定を支える研修プログラムの開発	榎本容子	2,400 4,500 2,100 2,300 0	令和 2～6
	20H01711	多様な子どもの「学び方を自ら学ぶ」能力とプロセスのアセスメント法と支援法の開発	涌井恵	3,300 3,400 2,800	令和 2～4
	19H01729	音声情報が付加された触読し易い UV 点字による点字学習教材の製法確立と使用感評価	土井幸輝	3,900 2,300 2,000 3,100	令和 1～4
	24K00426	高等学校における発達障害のある生徒のキャリア意思決定支援のあり方に関する研究	榎本容子	2,400 5,100 2,800 1,700	令和 6～9

基盤研究 (C)	17K04956	通常学級担任教師と他者との連携に関する研究：特別支援教育連携尺度の開発	竹村洋子	1,100 1,700 500 0 0 0	平成 29～ 令和 4
	18K02774	通級による指導における発達障害のある子どもへの自尊感情の支援に関する研究	伊藤由美	1,300 900 800 0 0 0	平成 30～ 令和 5
	18K02775	中学ことばの教室担当者の役割とあり方に関する研究－教室経営ガイドブックの作成－	滑川典宏	1,000 1,800 500 0 0 0	平成 30～ 令和 5
	18K02776	合理的配慮の提供と特別支援教育を推進するための高等学校校内研修プログラムの開発	大崎博史	1,100 1,000 1,300 0 0 0	平成 30～ 令和 5
	18K02806	特別支援学校（肢体不自由）における意思決定論的アプローチに基づく授業開発研究	北川貴章	1,400 1,300 600 0 0	平成 30～ 令和 4
	19K02966	心の病気（適応の困難や発達障害の二次的障害含む）のある児童生徒への自立活動の提案	土屋忠之	900 1,000 800	令和元～6
	19K02967	共生社会の担い手を育む場としての幼稚園の役割	久保山茂樹	1,300 600 500 300 0 0	令和元～6

20K03037	多様な障害種に対応した 3D プリンター教材データベースの構築と活用方法の研究	青木高光	1, 200 1, 500 600 0	令和 2～5
20K03060	算数指導に生かせるアイトラッキングを用いた新しい学習評価法の開発	玉木宗久	1, 600 900 500 0 0	令和 2～6
20K03061	吃音のある子どものレジリエンスの向上を目指した対話型教育実践プログラムの構築	牧野泰美	1, 000 900 1, 100 0 0	令和 2～6
21K02696	中学校ことばの教室に通う言語に障害のある生徒の主体性を育む指導・支援の実践的研究	滑川典宏	900 1, 000 1, 200 0	令和 3～6
21K02697	高等学校における特別支援教育推進のための施策展開に関する研究	井上秀和	500 300 500 0	令和 3～6
21K02737	聴覚障害児における抽象語理解の現状とその発達的特徴に関する研究	山本晃	1, 200 1, 100 500 0	令和 3～6
22K02456	インクルーシブな保育を創出する保育者の実践知に関する縦断的研究	吉川和幸	1, 400 500 500 600	令和 4～7
22K02775	通常の学級における発達障害支援：通級と連携した個別の指導計画の作成・活用の方策	竹村洋子	1, 700 600 500 400	令和 4～7
22K02796	修学の意思のある病気療養中の高校生への継続的な教育保障促進プログラムの開発	大崎博史	800 700 900	令和 4～6

	22K02851	病弱教育における ICT 活用推進に向けた全国の実態調査と恒常的課題解決に関する研究	五島脩	1, 200	令和 4～6 (令和 5 転出)
	23K02651	特別支援学校における ICT 機器・支援機器に関する全国調査と活用推進のための研究	織田晃嘉	500 800 500	令和 5～7
	24K05648	学習指導要領を実践化する特別支援学校用文部科学省著作教科書・活用支援ツールの開発	長江清和	1, 600 700 500	令和 6～8
	24K06164	高等学校における個別的なニーズのある生徒への「支援実践モデル」の提案	井上秀和	800 500 600	令和 6～8
	24K06252	肢体不自由のある児童生徒の ICT 活用を支援する学習環境フィッティングシステムの構築	藤本圭司	1, 400 1, 500 700	令和 6～8
挑戦的研究(萌芽)	19K21804	任意の硬さに調整可能な皮膚モデルの製作技術の確立と硬さ識別学習キットの開発	土井幸輝	2, 800 900 1, 100	令和元～3
	20K20858	発達障害のある子どものキャリア発達支援に向けた家庭教育プログラムの開発	榎本容子	1, 600 1, 100 2, 200 0 0	令和 2～6
若手研究	16K17465	共に学ぶ場における発達障害児と典型発達児の他者・自己理解を促進する心理教育的支援	李熙馥	800 700 500 500 0 0	平成 28～ 令和 3
	19K14082	特別支援学級担任の省察に基づく専門性の解明に関する基礎的研究	平沼源志	1, 600 1, 100 500 0 0 0	令和元～6
	19K14306	自閉スペクトラム症児への子育て支援における階層的支援システムの開発と評価	神山努	1, 500 900 800	令和元～3

	20K14059	自閉スペクトラム症児と典型発達児の関係性と自己・他者理解に関する実践的研究	李熙馥	1,000 800 700 600 0	令和2～6
	21K17845	全盲児の能動的なタブレット活用を支援する触運動学習システムの開発	西村崇宏	1,400 500	令和3～5 (R5 途中転出)
	23K12792	社会的弱者 (Vulnerable People) となりうる人々は歴史を学ぶ意味を何に求めるのか	鉦悠介	900	令和5～9 (R6 途中転出)
	23K12820	盲ろう児担当教員の実態把握の視点を継承するー盲ろう児の手に焦点を当ててー	河原麻子	400 900 500	令和5～7
	24K16724	聴覚障害児の音韻意識形成プロセスに基づいた読み書き指導プログラムの開発	渡部杏菜	1,500 800 300	令和6～8
研究活動 スタート 支援	21K20229	手指・音声言語獲得期における聴覚障害幼児の指文字習得過程に関する研究	井口亜希子	400 400	令和3～4
	21K20254	行動障害への対応に関する内容を含む自閉症教育モジュール型研修プログラムの開発	真部信吾	700 400	令和3～5
	21K20255	盲ろう児に対するコミュニケーション指導アプローチの検討	河原麻子	500 600	令和3～5
	21K20313	注意欠陥多動性障害児の感情制御方略に関する研究	則武良英	1,100	令和3～4 (R4 転出)
	23K18964	ダウン症児の記憶特性に応じたタイプ別支援ガイドブックの開発	山口遼	1,100 1,100	令和5～6
	24K22719	発達障害教育とアセスメントに関する内容を組み合わせた研修プログラムの開発	石本直巳	700 800	令和6～7
	24K22720	文部科学省著作教科書国語の題材を活用した習得状況把握支援ツールの開発	丹野哲也	1,100 900	令和6～7

《中期目標》

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館については、研修事業での活用を図るとともに、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。

グラウンドについては、体育館と同様に、障害者スポーツでの利用を含め広く外部利用を促進するために、各種団体などへ幅広い広報を行い、取組を推進すること。

【中期計画】

2. 体育館及びグラウンドの外部利用の促進

体育館について、研修事業での活用を図るとともに、広報活動を充実し体育館及びグラウンドの障害者スポーツでの利用を含めた幅広い外部利用を促進する。

【実績】

○ 幅広い広報の実施

ア 令和3年度における取組

障害者スポーツを含めた体育館の利用を促進するため、地元の学校や事業所と連携して広報動画を作成し、地域の方から関心を寄せられるよう令和3年度研究所公開において周知を図った。

イ 令和4年度における取組

障害者スポーツを含めた体育館の利用を促進するため、地元の学校や事業所と連携して広報動画を作成し、地域の方から関心を寄せられるよう令和4年度研究所公開において周知を図った。来場型で実施した研究所公開では、シッティングバレーボールの体験会を体育館で実施し、多くの来場者に障害者スポーツを体験いただき体育館の存在を広報した。

また、横須賀市教育研究所による横須賀市の教員研修のプログラムとして研究所の施設見学を実施し、90名程の参加者に体育館の障害者スポーツに対応した用具を実際に使用しつつ体育施設の利活用について広報を行った。

ウ 令和5年度における取組

新たにホームページに障害者スポーツを紹介する記事を掲載し、外部利用の促進を図るための工夫を行った。なお、現状においても、利用に当たっては、体育館の出入口にアルコール消毒液を配置し、利用者にアルコール除菌の励行をお願いするなど、感染症の感染拡大予防に留意しているところである。

来場型で実施した研究所公開では、障害種別研究班の紹介ブースを体育館に設置、また、だれもが主役になれる「ユニバーサル野球」体験会を体育館で実施することにより、多くの来場者に体育館にお越しいただき体育館の存在を広報した。

また、横須賀市教育研究所による横須賀市の教員研修のプログラムとして当研究所の施設見学を実施し、90名程の参加者に体育館の障害者スポーツに対応した用具を実際に使用しつつ体育施設の利活用について紹介した。

さらに、研究所要覧や NISE パンフレットに体育施設の利用案内の掲載を継続し、広く体育施設の周知に取り組んだ

エ 令和6年度における取組

施設利用促進のためホームページのリニューアルを行い、各施設の個別のページを作成し、設備の写真や利用案内リーフレットを見やすくした。また、横須賀市の体育施設のホームページとの相互リンクを設置した。研究所公開では、障害種別研究班の紹介ブースを体育館に設置、また、パラスポーツの「ボッチャ」体験会を体育館で実施することにより、多くの来場者に体育館にお越しいただき体育館の存在を広報した。

また、施設利用案内リーフレットのデザインを更新し、施設の特徴や利用方法がより伝わりやすくなるよう工夫を行うとともに、研究所公開や横須賀市教育研究所による教員研修、近隣町内会や放課後等デイサービス等で利用案内を配布し、体育施設の利活用について紹介した。

さらに、研究所要覧やNISEパンフレットに体育施設の利用案内の掲載を継続し、広く体育施設の周知に取り組んだ。

○ 外部貸出しの状況

ア 令和3年度～4年度における取組

体育館及びグラウンドの利用再開のため近隣施設の感染防止対策を視察し検討を行ったものの、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、体育館及びグラウンドの利用を年間通じて中止した。

イ 令和5年度における取組

5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが2類から5類へ移行されたことを踏まえて、体育館及びグラウンドの外部貸出しを再開させた。

○ 災害時における横須賀市への施設の提供

施設の外部利用の一環として、横須賀市との協定を結び、災害発生時に災害救援物資集積拠点並びに地域医療救護所として災害時に活用できる体制を構築した。

《中期目標》

3. 保有財産の見直し

保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その保有の必要性について不断の見直しを行うこと。

特に、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、見直しを行うこと。

【中期計画】

3. 保有財産の見直し

保有財産については、利用実績等を的確に把握し、その必要性等について不断の見直しを行う。

また、研修施設については、他法人や関係機関等の施設も利用して研修を実施する可能性も視野に入れつつ、不断の見直しを行う。

【実績】

- 毎年度、財務・施設委員会において、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所固定資産の減損に係る会計処理細則に定めた基準に基づき、保有財産の保有の必要性を判定している。令和3年度においても、保有財産は研究・研修事業等に活用されており、当該基準を満たしていることから、保有の必要があると判断した。

当研究所、独立行政法人青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館及び独立行政法人教職員支援機構の4法人のホームページに相互リンクを貼り、4法人間における施設の利用促進を図った。

施設利用状況実態調査を実施し、今年度は研究管理棟の各室の使用状況を確認し、令和7年7月末をめどに有効活用のための整理や改善を進めている。

【中期計画】

Ⅳ 予算、収支計画及び資金計画

1. 中期計画予算

別紙1のとおり（※事業等のまとまりごとに作成予定）

2. 令和3年度～7年度収支計画

別紙2のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）

3. 令和3年度～7年度資金計画

別紙3のとおり（※予算の作成単位に合わせて作成予定）

【実績】

○ 予算及び決算の概要

（単位：百万円）

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入					
運営費交付金	1,101	1,084	1,058	1,101	1,075
施設費補助金	34	0	78	75	46
雑収入	5	5	5	5	5
合計	1,140	1,089	1,141	1,181	1,126
支出					
運営事業費 ※	1,106	1,089	1,063	1,106	1,080
業務経費	889	895	809	796	825
人件費	567	569	522	548	546
事業費	322	326	287	248	279
一般管理費	217	194	254	310	255
人件費	202	179	203	213	196
その他管理費	15	15	51	97	59
施設整備費	34	0	78	75	46
合計	1,140	1,089	1,141	1,181	1,126

(決算)

(単位:百万円)

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
収入					
運営費交付金	1,101	1,084	1,058	1,101	
施設費補助金	113	78	75	75	
寄附金収入	15	1	0	4	
雑収入	3	5	9	12	
受託事業等（間接経費含む）	18	8	7	10	
合計	1,250	1,176	1,149	1,202	0
支出					
運営事業費 ※	998	1,039	1,099	1,026	0
業務経費	750	752	703	748	0
人件費	540	500	463	516	
事業費	210	252	240	232	
一般管理費	248	287	396	278	0
人件費	196	195	210	221	
その他管理費	52	92	186	57	
施設整備費	34	79	78	75	
寄附金	1	1	4	4	
受託事業等（間接経費含む）	12	8	11	4	
合計	1,045	1,127	1,192	1,109	0

○ 中期計画予算

中期計画予算（令和３年度～令和７年度中期計画予算）

（単位：百万円）

区 分	中期計画予算額	査定予算額	決算額	差引増減額
		(a)	(b)	(b)－(a)
収入				
運営費交付金	5,359	5,419	4,344	△ 1,075
施設整備費補助金	170	233	341	108
雑収入	25	25	30	5
受託事業収入	0	0	42	42
寄附金	0	0	20	20
合 計	5,554	5,677	4,777	△ 900
支出		(a)	(b)	(a)－(b)
業務経費	4,704	4,214	2,953	△ 1,261
研究活動	1,503	1,363	1,023	△ 340
うち人件費	1,165	989	795	△ 194
うち物件費	338	374	228	△ 146
研修事業	1,216	1,273	862	△ 411
うち人件費	669	863	566	△ 297
うち物件費	547	410	296	△ 114
情報普及活動	1,985	1,578	1,068	△ 510
うち人件費	1,290	900	658	△ 242
うち物件費	695	678	410	△ 268
一般管理費	680	1,230	1,209	△ 21
うち人件費	607	993	822	△ 171
うち物件費	73	237	387	150
施設整備費	170	233	266	33
受託事業等	0	0	35	35
寄附金	0	0	10	10
合 計	5,554	5,677	4,473	△ 1,204

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○ 令和3年度～令和7年度収支計画

(単位：百万円)

区 分	中期計画計画額	査定計画額	決算額	差引増減額
費用の部		(a)	(b)	(b) - (a)
經常費用	5,554			
業務経費	4,806			
研究活動	1,503			
うち人件費	1,165			
うち物件費	338			
研修事業	1,318			
うち人件費	669			
うち物件費	649			
情報普及活動	1,985			
うち人件費	1,290			
うち物件費	695			
一般管理費	748			
うち人件費	607			
うち物件費	141			
減価償却費	91			
合 計	5,644			
収益の部		(a)	(b)	(b) - (a)
經常収益	5,537			
運営費交付金収益	4,506			
施設費収益	170			
雑収入	25			
資産見返運営費交付金戻入	91			
賞与引当金見返に係る収入	745			
退職給付引当金見返に係る収益	108			
合 計	5,644			

※各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○ 令和3年度～令和7年度資金計画

[illegible]

【中期計画】

V 短期借入金の限度額

限度額 3 億円

短期借入金が想定される事態として、運営費交付金の受入れが遅延する場合や予想外の退職手当などに対応する場合を想定。

【実績】

- 短期借入金については、令和3年度から令和6年度までにおいて、実績はなかった。

【中期計画】

VI 剰余金の使途

研究、研修及び情報収集・発信事業等の充実、機能強化・組織見直し、施設・設備等の充実のための経費に充当する。

【実績】

- 当研究所においては、運営費交付金に基づく収益以外の収益が少ないため、経営努力により生じるとされる目的積立金の申請は行っていない。

【中期計画】

VII 中期目標期間を超える債務負担

中期目標期間を超える債務負担については、施設管理・運営業務等を効率的に実施するため中期目標期間を超える場合で、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。

【実績】

- 次期中期目標期間にわたり長期契約を締結している、情報基盤システム及び図書館業務システムに係る債務を繰り越す予定。

《中期目標》

VI その他業務運営に関する重要事項

1. 内部統制の充実

研究所の内部統制については、基本方針を踏まえ、理事長のリーダーシップに基づく戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムを充実・強化すること。

また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 研究所のミッションや理事長の指示を確実に組織内の各階層に浸透させるとともに、役職員のモチベーション・使命感を向上させる仕組みの運用
- ② 研究所のマネジメント上必要なデータを組織内で収集・共有し、理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 内部統制が有効に機能しているかどうかを継続的にモニタリングを、理事長のリーダーシップの下、日常的に進めていくこと。

【中期計画】

1. 内部統制の充実

内部統制については、理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、国民に対する説明責任を果たしつつ、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制システムの充実・強化を図る。

また、内部統制の仕組みが確実に機能を発揮した上で組織及び業務の運営がなされるよう、

- ① 研究所のミッションや理事長の指示が確実に全役職員に伝達されるため、掲示板システム等の情報システムの運用
- ② 研究所のマネジメント上必要なデータについて、各種会議等で情報の収集・共有を行い理事長に伝達した上で、組織・業務運営において活用
- ③ 内部統制を有効に機能させるため、定期的な内部監査の実施及び監査結果の業務への反映を理事長のリーダーシップの下、日常的に進める。

【実績】

- 理事長のリーダーシップに基づく自主的・戦略的な組織運営、適切なガバナンスにより、法人の政策実施機能の最大化を図るため、内部統制の充実・強化を図った。具体的には、以下のとおりである。

- ・ 理事長が委員長を務める内部統制委員会において、各年度、年度計画を遂行する上でのリスクを洗い出し、それへの対応を作成したアクションプランを作成するとともに、アクションプランが適切に機能しているかを確認するためのモニタリングを実施した。
- ・ 毎年度、理事長が主宰する月2回の総合調整会議において各部・センターへの情報の共有・伝達に努めた。また、掲示板システムを備えた情報システムを活用し、全職員への情報伝達を徹底した。

- ・ 毎年度、内部監査及び監事監査を行い、監査後は監査結果を理事長へ迅速に報告し、理事長は監査結果を基に各部署に必要な指示を行った。定期的な監事監査を行い、その結果を業務に反映させた。

《中期目標》

2. 研究データの管理・活用

研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や、他の研究機関等との間でデータの共有・活用を図るため、組織的な体制・環境の整備を行うこと。

【中期計画】

2. 研究データの管理・活用

研究所が保有する様々な学術情報や研究データの管理・保存や他の研究機関等との間でのデータの共有・活用の促進を図るため、組織的な管理体制の構築や、研究データの管理・活用のための基盤を整備する。

【実績】

○ 制度・技術両面による環境整備

統合イノベーション戦略 2021（令和3年6月18日閣議決定）及び科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）に基づき、当研究所におけるオープン・アンド・クローズ戦略に基づいた研究データの管理・利活用の促進を図るために、令和3年度～4年度の期間で設置された「研究データ管理・活用WG」における課題の整理・検討を踏まえ、令和6年度からの実施に向けた制度・技術両面の環境整備を進めた。

○ 研究データの管理基本方針等の策定

当研究所が保有する研究データの特性を踏まえた「研究データの取扱いに関する基本方針（データポリシー）」及び「データポリシーにおける管理対象データの研究所の基準等及び公開・共有データの研究所の方針」を令和4年度に策定した。これに則った具体的な運用を進めるために、科学技術・イノベーション推進事務局による「公的資金による研究データの管理・利活用に関するメタデータ説明書第1.0版」及び国立国会図書館サーチによる「メタデータ流通ガイドライン」を基にメタデータ項目の選定を進めた。

○ 研究データの活用のための仕組みの整備

国立情報学研究所（NII）が運用する「NII Research Data Cloud」を利用した研究成果リポジトリの整備を進め令和6年8月に運用を開始した。

運用を開始するまでには、研究成果リポジトリの運用方針やオープンアクセスポリシー策定の他、インターネットを介して著作物を公開することに関連する要項の改正等を行い制度面の整備を行うとともに、研究成果リポジトリのコンテンツ管理機能や検索機能を整備することで研究成果を検索しやすいインデックス構成やメタデータ構成とすることにより、利用者が著作物にアクセスしやすい仕組みを整えた。また、職員向けに研究成果リポジトリを活用し各種の著作物や研究データを

公開するための登録手順等の説明会を実施し研究成果リポジトリの利用を継続的に推進するための取組を行った。

なお、令和7年度に、研究成果リポジトリへ研究成果の登録を進めるとともに、障害種や研究テーマ別にインデックスを割り当てることにより利用者が求めている情報及び付加情報を検索できるように、利便性の向上を図る予定である。

《中期目標》

3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施すること。

また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ること。

【中期計画】

3. 情報セキュリティ対策の推進

政府の情報セキュリティに関する方針等に基づき、情報セキュリティ対策を厳格に実施する。

また、職員に対する教育訓練を毎年度行うとともに、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図る。

【実績】

○ 所内情報システムのセキュリティ対策

「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」の改正とともに、令和3年度には、業務委託に係る規定、持込パソコンについての安全管理措置要項及びWeb 会議サービスの利用手順の見直し、テレワークに係る情報機器のアップデート等の対策を行った。令和5年度には、クラウドサービスの利用やWeb会議サービス利用時の対策の強化、情報システムのライフサイクル各段階においてセキュリティ対策で留意すべき点を追記するなどの情報セキュリティポリシー見直しを行ったことに加えて、令和5年12月の情報基盤システム更新において、認証機能の強化、エンドポイントプロテクション機能の強化、支給端末以外のVPN接続を禁止する措置等、情報セキュリティポリシーに基づく情報セキュリティ水準の一層の強化を図り、引き続きそれらを維持している。

○ 内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）監査への対応

令和4年度に実施された内閣サイバーセキュリティセンター（NISC）監査のマネジメント監査・ペネトレーションテストそれぞれの指摘事項に対して、NISCが令和5年1月に実施した「サイバーセキュリティに関する対策の基準に基づく監査のフォローアップ」において、改善計画に基づく情報セキュリティ対策の維持・強化に努めていることが認定された。引き続き、情報セキュリティ水準を満たす取組を継続している。

○ 情報セキュリティに関する職員の意識向上

新規職員採用研修において情報セキュリティについての研修を行ったり、全職員を対象とする情

報セキュリティ説明会を開催したりすることにより、情報の格付けの周知や不審なメールへの注意喚起を行った。

また、毎年度、全職員に対する標的型攻撃メール訓練を2回実施し、情報セキュリティに関する意識及び能力の向上を図った。

このほか、PCのOSのサポート終了等についての最新の情報を周知することにより、情報セキュリティへの職員の意識向上を図った。

○ 情報セキュリティ担当職員の資質向上

NISC主催の勉強会及びCSIRT研修に情報セキュリティ担当職員を参加させ、情報セキュリティに関する最新の情報収集及び資質の向上を図った。

《中期目標》

4. 大学・関係機関等との連携

【重要度：高】【困難度：高】

令和3年度に、科技イノベーション活性化法上の研究開発法人となることから、研究の多様性の確保に努め、大学・関係機関等と連携しながら先端的な研究を推進することが必要であり、重要度は高い。また、新たに連携を進めていくことになるため、困難度は高い。

（１）久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力

学校現場の実態を踏まえたエビデンスベースの実践的研究等を推進するため、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等と連携し、障害のある子供の教育に関する实际的・総合的な教育研究の推進を図ること。また、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け、積極的な協力を行うこと。

研修においても、久里浜特別支援学校での実地研修をカリキュラムに盛り込むなどして、研修受講者の専門性向上を図ること。

（２）関係機関との連携強化

全国の特別支援教育センターとの連携を強化し、研究・研修の実施、成果の報告、情報収集・発信を一層推進していくこと。

また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化し、特別支援教育に関する学際的研究の可能性を広げること。

さらに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学や民間企業等と実施すること。特に、教育におけるＩＣＴや先端技術の活用が進んでいることから、ＩＣＴの活用に関する情報収集や連携強化に努め、研究活動の水準向上に取り組むこと。

【指標】

- ・第5期中期目標期間中に複数の関係機関と計画的に事業を推進するため、連携協定を締結し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。

【中期計画】

4. 大学・関係機関等との連携

(1) 久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携・協力

自閉症や知的障害に係る教師の専門性や人材育成が求められていることから、研究所は、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等との連携を推進し、全国の参考になる障害のある子どもの教育に関する实际的・総合的な教育研究を行い、その成果を発信する。

また、久里浜特別支援学校の災害時に備えた避難訓練へ協力を行うとともに、久里浜特別支援学校をはじめ特別支援学校等での実践研究の充実に向け積極的な協力を行う。

(2) 関係機関との連携強化

研究所をハブとして、インターネットを活用した全国の特別支援教育センター等同士のネットワークの構築を進め、研究活動や研修、情報収集・発信が活発に行われるよう推進するとともに、研究所が実施する研究成果の報告や研修事業の場として活用する。

また、近隣に位置する関係機関等との連携を強化するとともに、共同研究の実施や外部資金の共同での獲得等を視野に入れ、研究活動を中心とした組織的かつ継続的な連携を大学等と実施する。また、本中期計画期間中に複数の関係機関と連携協定に基づく事業を推進し、少なくとも1以上の共同研究を実施する。

【実績】

○ 久里浜特別支援学校との連携・協力

久里浜特別支援学校との連携・協力を資するため、以下のことを行った。

- ・久里浜特別支援学校とは「教育研究協力に関する協定書」を平成16年に締結し、相互の連携による教育研究交流を通して、障害のある子どもの教育に関する实际的・総合的な教育研究の推進を図ることとしている。また、平成24年には、「防災及び災害応急対策活動等の相互協力・応援に関する協定書」を締結し、相互に防災上の協力を行うとともに、被災した場合には相互に応援することにより、防災及び応急対策活動等の万全を期すこととしている。
- ・聴覚班では、「知的障害を伴う自閉症児の聞こえの実態と支援に関する研究」について、久里浜特別支援学校を研究協力校として依頼し、聴力測定の見学、意見交換、聴力検査・事前指導に関わる意見交換、聞き取り調査等を行った。また、自閉症班では、授業参観や授業研究会での助言等、年間を通じて研究交流を行った。さらに、先端的・先導的チームにおいても久里浜特別支援学校を研究協力機関とし、プログラミング教材を活用した授業実践と情報提供を依頼した。
- ・教育研究協力及び児童等の教育についての相互協力を資するため、双方の役職員を構成員とする国立特別支援教育総合研究所・筑波大学附属久里浜特別支援学校連絡会議を設け、定期的に運営等の課題について連絡調整を図っている。また、当研究所が行う特別支援教育専門研修の現地研修先として久里浜特別支援学校を設定している

- ・ 毎年度、久里浜特別支援学校が実施する防災訓練に当研究所職員が参加し、幼児児童の避難場所への誘導等を共同で行い、災害時等における相互協力について確認した。また、事務職員が久里浜特別支援学校の運動会、避難訓練、マラソン大会等のイベントに参加し、障害のある幼児児童と交流する機会を設けることで、事務職員の意識向上や特別支援教育の現場を知る機会とした。

○ 教育委員会との連携

ア 神奈川県教育委員会との連携

令和3年10月に神奈川県の公立学校における特別支援教育の充実及び特別支援教育に係る国の政策立案・施策の推進に寄与することを目的に「神奈川県教育委員会と独立行政法人国立特別支援教育総合研究所の連携・協力協定」を締結した。

また、円滑な連携・協力を資することを目的とし、連携・協力推進会議を設置するとともに、同会議の下に「神奈川県立特別支援学校等と国立特別支援教育総合研究所が協働して行う調査研究活動について検討を行うこと」を目的に研究部会を、「特別支援教育に係る教員の専門性の向上を図る取組について協議を行う」ことを目的に研修部会を置き連携・協力の推進体制を整備した。

この連携・協力推進会議と両部会は令和4年度から6年度までの間、毎年度それぞれ2回開催してきた。同会議等では①県立特別支援学校等と当研究所が協働して行う調査研究活動、②特別支援教育に係る専門性の向上を図る取組、③当研究所の研究成果物等の活用方法等について意見交換を実施、研究活動においては、担当研究チーム・研究班と研究協力機関等とで、連携の在り方に関する協議を重ね、学校や教育環境の現状や課題についての聴取や授業参観、校内研修会での講演等の活動等を行ってきた。また、神奈川県内の特別支援学校や小・中学校等の教員の自己研修や校内研修に役立ててもらうために「学びラボ」や「特別支援教育リーフレット」などの活用促進方法等について意見交換を行った。さらに、神奈川県教育委員会と神奈川県立総合教育センターが行う研修会や会議に研究職員を派遣し、教員の専門性の向上を図った。

イ 横浜市教育委員会との連携

令和4年7月に小中学校等における特別支援教育の実践的研究等を推進するため、当研究所と比較的近い地域の小中学校等を多く設置している横浜市教育委員会と「横浜市の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校及び特別支援学校における特別支援教育の充実及び特別支援教育に係る国の政策立案・施策の推進に寄与すること。」を目的として連携・協力協定を締結した。

これまでの主な取組や成果等は以下のとおりである。

- ・ 重点課題研究「通常の学級における多様な教育的ニーズのある子供の教科指導上の配慮に関する研究（令和3～4年度）」では研究協力者として横浜市立小学校校長から教科指導上の個に応じた配慮の観点に関する助言等をいただき、研究成果報告書「教科指導上の個に応じた配慮の観点」を刊行することができた。
- ・ 重点課題研究「多様な教育的ニーズのある子供の学びの場の充実に関する研究「通常の学級に在籍する子供への指導・支援に焦点をあてて」（令和5～7年度）」に研究協力機関として神奈川県教育委員会から教育行政からの通常の学級における実践に関する情報提供を受けた。
- ・ 障害種別特定研究「肢体不自由教育におけるICT活用に関する研究（令和5～7年度）」に研究協力機関として横浜市立左近山特別支援学校の校内で実施されているICT活用に関する実

実践や外部機関との連携の状況、研修内容等について調査に協力いただいた。

- ・ テーマ別研究「障害のある児童生徒のキャリア教育に関わる教員の専門性に関する研究（令和3～7年度）」に研究協力者として横浜市教育委員会の指導主事からキャリア教育に関する「Q&A集」の内容理解を深めるイラスト作成への意見をいただいた。
- ・ テーマ別研究「外国につながるのある子供の特別支援教育に関する研究－障害のある外国人児童生徒等の学びの充実に向けた事例研究－小・中学校の特別支援学級に焦点を当てて－（令和3～7年度）」では研究協力機関として横浜市教育委員会の指導主事に研究協議会に出席していただき、横浜市内の取組についての情報提供及び「特別支援学級に在籍する外国にルーツを持つ児童に対する指導および支援に関するQ&A（仮）」の各章および各項目案について協議を行い骨子の作成に協力いただいた。
- ・ この他、障害種別研究班の視覚班、自閉症班、発達・情緒班、知的班でそれぞれ研究協力機関又は研究協力者として情報提供を受けるなどの協力を得ている。

ウ 全国特別支援教育センター協議会

同意を得られた全国特別支援教育センター協議会の加盟機関同士で情報提供・交流等を行うネットワークを構築した。5期中にメーリングリストを整備・活用し、当研究所から各種セミナーの案内、研究成果物の配布を実施した。加盟機関からは事業の開催案内や刊行物についての情報発信が行われた。

また、全国特別支援教育センター協議会総会及び研究協議会の場を活用し、毎年、当研究所が実施する研究や事業の説明を行っている。

○ 大学・関係機関との連携

ア 広島大学との連携

連携協定を締結し、障害種別特定研究「肢体不自由教育におけるICTの活用に関する研究」に参画いただいたり、共催で国際シンポジウムを開催したり、西日本ブランチ広島オフィスを拠点とした地域連携を活発に進めたりしている。このほか、広島県立教育センターが実施する特別支援教育・教育相談に関する研究事業への参画やジョイントセミナーの開催など、西日本エリアを中心に積極的に情報発信を行った。

イ 国立高等専門学校機構との連携

国立高等専門学校（以下「高専」）機構との連携では、障害者支援（AT）テクノロジー研究を進める高専数校の研究者と平成25～27年度に共同研究を行った経緯もあり、令和5年度には障害種別特定研究「肢体不自由教育におけるICT活用に関する研究」の研究協力者に上記高専の中心メンバーである熊本高専教授を招いたことなどから、令和6年3月に国立高専機構と研究連携協定を締結し連携協力関係を構築した。

令和6年度に入ってから、上記特定研究に当該熊本高専教授の知見を活かしており、また、国立高専機構主催のATフォーラムにおける研究職員のプレゼン発表（令和6年10月）、研究所セミナーにおける高専と連携している特別支援学校の成果発表の設定（令和7年3月）など様々な行事等で相互に協力した報告や発表、情報交換・共有、意見交換、協議による交流が1か月1回程度あり、相互の研究に活かされている。

ウ 神奈川歯科大学との共同研究に向けた協議

横須賀地域研究機関等連絡協議会の参画機関である神奈川歯科大学と連携し、同大学教授が開発したVR（仮想現実）教材を活用し、現代的課題である防災教育における障害のある児童生徒への配慮点の検討や、盲ろう児に関わる教員がVRを通じて指導・支援内容などの課題点や改善点を把握することができる研修コンテンツの開発を目的とした共同研究の可能性について協議を開始した。

エ 東北大学に所属する教授が開発したICT機器の活用への検討

東北大学に所属する教授が開発したICT機器の学校教育現場での活用方法について引き続き検討している。令和6年11月の研究所公開で、当該ICT機器について、来場者に体験していただくとともに、一部の参加者の動画データを記録し、今後、学校教育現場での活用について、さらに検討する予定である。

○ 他機関との連携

ア 久里浜少年院との連携

久里浜少年院で行われている要支援在院者に対する新たな職業能力開発指導の実践研究事業に当研究所の研究員が参加するとともに、久里浜少年院を含む矯正教育関係者が当研究所の実施する専門研修の講義を聴講するなどした。

イ 久里浜医療センターとの連携

久里浜医療センター名誉院長に当研究所専門研修等の講師を担当してもらうとともに、医療センター職員と当研究所研究職員で構成する合同ケース会を開催し、ゲーム症に関する検討を行うなどした。

ウ 三浦半島地域障害者歯科診療所との連携

横須賀市歯科医師会が運営する三浦半島地域障害者歯科診療所の歯科医師、歯科衛生士、久里浜特別支援学校の教員と連携し、障害のある子供の歯科受診の支援を行った。具体的には、同校に在籍する自閉症児童の歯科受診にあたって、児童が見通しを持ち安心して受診できるように、実態の把握から事前指導について教員と当研究所の研究職員で検討するとともに、歯科医師、歯科衛生士とも情報交換しながら具体的な支援方法の確認・共有を行った。

○ 民間企業等との連携

ア 先導的・先端的研究の実現に向けた取組

第5期中期目標期間に新たに設けられた研究区分「先導的・先端的研究」において、令和4年度の所内公募により採択された「知的障害のある児童生徒に対する系統的なプログラミング教育推進のための先導的研究」について、令和5年度から2ケ年間、横須賀テレコムリサーチパークに所在する大手通信会社の関連会社である株式会社 e-Craft とプログラミング教材について、知的障害のある児童生徒にも活用しやすいインターフェースやツールの改善と活用方法について共同研究を実施した。

イ 株式会社デジリハからの受託研究

令和6年12月に(株)デジリハと受託契約を結び、肢体不自由のある子供の身体性の向上に資するデジタルツールの活用に関する研究を開始したところである。(株)デジリハが開発した障害児

者向けのリハビリツール「デジリハ」の活用促進を図る観点から、学校で活用した際の効果を検証するための評価指標の設計支援等を行うこととしている。

ウ 横須賀地域研究機関等連絡協議会

横須賀地域研究機関等連絡協議会の加盟機関により実施される研究フォーラムや視察研究会等へ当研究所から職員が参加している。

《中期目標》

5. 施設・整備に関する計画

令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、管理施設の長寿命化のための計画的な修繕・改修等を推進すること。

【中期計画】

5. 施設・整備に関する計画

令和3年2月に策定した「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動等の業務の円滑な実施に必要な施設整備を進めるとともに、メンテナンスサイクルを構築し、予防保全、コスト抑制の観点も踏まえ、計画的かつ効率的な修繕・改修の実施を図る。

本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙4のとおり。

【実績】

- 第5期中期計画に基づき、研究活動、研修事業、情報普及活動の業務の円滑な実施及び施設の長寿命化のため、施設の老朽化等を勘案し、計画的に改修工事を行い、以下のとおり竣工した。

なお、各施設設備の点検事項のチェックリストなどを定めたメンテナンスサイクルにより、各施設設備の状況を把握し、緊急性の高い施設設備の修繕・改修を実施した。併せて、施設設備整備については、事後保全から予防保全による維持管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握と修繕に努めた。

ア 令和3年度

- ・ 研修員、職員等の安全を確保するため、異常気象、地震等の自然災害に備え、保有施設の強靱化に資するべく、東研修員宿泊棟・研修棟外壁改修工事（北面を除く）の設計業務及び本体工事を実施し、3月に竣工した。
- ・ 「インフラ長寿命化計画（個別施設計画）」に基づき、計画的かつ効率的な修繕・改修の実施を図るため、各施設の点検事項のチェックリストなどを定めたメンテナンスサイクルを策定し、計画どおり改修工事等を実施した。

イ 令和4年度

研修員、職員及び外部利用者等の安全を確保するため、異常気象、地震等の自然災害に備え、

保有施設の強靱化に資するべく、体育館外壁改修工事及び食堂棟空調機更新工事を実施し、9月に竣工した。なお、各施設設備の点検事項のチェックリストなどを定めたメンテナンスサイクルにより、各施設設備の状況を把握し、緊急性の高い施設設備の修繕・改修を実施した。

ウ 令和5年度

- ・ 研修員、職員及び外部利用者等の安全を確保するため、異常気象、地震等の自然災害に備え、保有施設の強靱化に資するべく、研修棟ヒートポンプチラー更新及び研究管理棟等給排水管更新を実施し、それぞれ2月、3月に竣工した。併せて、老朽化が進行していた研究管理棟の囲障改修工事も実施し、12月に竣工した。
- ・ 各施設設備の点検事項のチェックリストなどを定めたメンテナンスサイクルにより、各施設設備の状況を把握し、緊急性の高い施設設備の修繕・改修を実施した。併せて、施設設備整備については、事後保全から予防保全による維持管管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握と修繕に努めた。
- ・ 所内委員会である財務・施設委員会において、第6期中期目標期間における施設設備の整備計画の検討にも着手した。

エ 令和6年度

- ・ 研修員、職員及び外部利用者等の安全を確保するため、異常気象、地震等の自然災害に備え、保有施設の強靱化に資するべく、研修棟等給排水管更新を実施し、1月に竣工した。
- ・ 各施設設備の点検事項のチェックリストなどを定めたメンテナンスサイクルにより、各施設設備の状況を把握し、緊急性の高い施設設備の修繕・改修を実施した。併せて、施設設備整備については、事後保全から予防保全による維持管管理を徹底することとして、多大な経費を必要とする大規模修繕に至らぬよう、施設担当職員等による巡回を励行し、修繕箇所の迅速な把握と修繕に努めた。
- ・ 所内委員会である財務・施設委員会において、第6期中期目標期間における施設設備の整備計画を検討した。

《中期目標》

6. 人事に関する計画

新規採用や人事交流、多様な専門性を有する研究職員やデジタル技術を活用できる専門人材等の採用・活用等により、研究職員・事務職員の幅広い人材の確保を図ること。また、研修等の実施により、職員の計画的な資質向上及び育成を図ること。

評価に関しては、研究者が行う、外部資金等による多様な研究活動の業績を人事評価に適切に反映させ、更なる研究力の向上につなげること。

以上について、人材確保・育成方針を策定すること。

【中期計画】

6. 人事に関する計画

研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等を効率的に行うため、業務運営の効率化や業務量の変動に応じた柔軟な組織体制の構築に努めるとともに、中期計画を着実に実行するため、新規採用や人事交流により幅広い人材の確保を図り、職員の計画的な育成かつ適正な配置を行う。また、研究力の向上に向けて、任期付研究員・客員研究員等として多様な専門性を有した研究者の確保や関連する外部機関との人材交流を推進するとともに体制を整備する。

さらに、職員の資質の向上や専門的な能力の向上を図るため、職員研修等を計画的に実施するとともに、実施に際しては、「基本方針」を踏まえ、他法人との共同実施による職員研修とするなど、効率化を図る。

そのほか、職員のワークライフバランスの促進や適切な人事評価制度の運用等を進める。

また、以上のことについて、人材確保・育成方針を策定する。本中期計画期間中に整備する施設・設備は別紙４のとおり。

【実績】

- 第５期中期目標期間である令和３年度から令和７年度においては、総務部、研究企画部、研修事業部、情報・支援部、発達障害教育推進センター、インクルーシブ教育システム推進センターの４部２センター制を維持し、各事業を推進した。突発的な対応が必要となる業務や組織横断的に対応が必要となる業務については、組織横断的にワーキンググループを設置し、機動的かつ柔軟な業務運営にあたった。

- 職員研修については、独立行政法人国立青少年教育振興機構、独立行政法人国立女性教育会館、独立行政法人教職員支援機構及び当研究所の４法人が共同で職員研修を実施することにより、単独実施では困難な研修や業務の効率化、経費の削減を図ることができた。

- ・ 令和３年度 新規採用職員研修、階層別研修（公文書管理研修）、人事制度（労務管理）研修
- ・ 令和４年度 新規採用職員研修、独立行政法人制度研修、専門研修／ダイバーシティ研修（働き方改善研修）
- ・ 令和５年度 新規採用職員研修、階層別研修（ハラスメント相談員研修）、人事制度研修（アンコンシャス・バイアス研修）
- ・ 令和６年度 新規採用職員研修、専門研修／ダイバーシティ研修（SNS・ソーシャルメディアを利用した広報力向上研修）、独立行政法人制度研修
- ・ 令和７年度 新規採用職員研修、人事制度研修、階層別研修

- 常勤職員数、新規採用者数、人事交流受入数

（常勤職員数は各年度４月１日現在）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
常勤職員数	70人	69人	68人	74人	75人
新規採用者数	6人	8人	12人	11人	5人
人事交流受入数	2人	3人	2人	3人	2人

- 当研究所職員の人材確保・育成に関する方針及び「科学・技術イノベーション創出の活性化に関する法律」第 24 条に基づく研究活動等の推進のための基盤の強化のうち人材の活用等に係るものについて、令和 3 年度に検討を行い、「人材確保・育成等方針」を策定し、周知を図った。

【中期計画】

7. 積立金の使途について

前中期目標期間の最終年度における積立金残高のうち、文部科学大臣の承認を受けた金額については、独立行政法人特別支援教育総合研究所法（平成11年法律第165号）に定める業務の財源に充てる。

【実績】

- 当研究所においては、運営費交付金に基づく収益以外の収益が少ないため、経営努力により生じるとされる目的積立金の申請は行っていない。

《中期目標》

7. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について

ポストコロナ段階を見据え、研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進めること。

また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施すること。

【中期計画】

8. 新型コロナウイルス感染症拡大防止のための研究所の事業について

ポストコロナ段階を見据え研究所の研究活動、研修事業、情報普及活動等の事業について、インターネットを活用した事業・業務を推進するとともに、学校関係者及び関係機関等に有用な情報を提供していく取組を進める。

また、集合型の研究協議会、各種研修会、セミナー等の開催や体育施設等の利用にあたっては、コロナウイルス感染症拡大防止のための措置を図ったうえで実施する。

【実績】

- 研究事業における取組

研究の実施に際しては、学校現場等への訪問によるインタビュー調査や実践事例の収集などの研究活動については、学校長の許諾を得る等、了解を得られた場合に対面で実施し、オンラインで可能と考えられる場合には、オンラインでの実施とした。

また、研究協議会や、研究成果の還元に係る公開セミナー等についてもオンラインで実施し感染症の拡大防止措置を図った。

○ 研修事業における取組

研修事業においては、各研修室に空気清浄機やアルコール消毒液を設置して新型コロナウイルス等の感染症対策のための環境整備に取り組んだ。また、令和6年度には、前年の令和5年度に新型コロナウイルス感染が5類に移行後1年が経過したことから、マスクの着用については引き続き任意としつつ、専門研修の集合・宿泊研修の期間を令和5年度の3週間から1週間増やして4週間とするなど、社会状況を踏まえながら段階的に緩和を図ってきている。

さらに、免許法認定通信教育の単位認定試験の実施においては、感染拡大防止の観点から、受験時に県をまたぐ移動をしなくて済むよう、受験者が存在する全ての都道府県に試験会場を設置する対応を、令和2年度以降継続している。なお、5類移行後は、試験当日の検温は行わず手指消毒も任意としているが、試験官はマスクの着用を必須とし、受講者についても推奨という形でマスクの着用をお願いしている。